

決算概況

平成 28 (2016)年度決算



↑ 平和記念の像とアンネのバラ

← ランチタイム平和ミニコンサート
(平成 29 年 3 月 8 日開催)

国立市

はじめに

本冊子は、国立市の歳入・歳出の各項目について、平成27（2015）年度の決算状況と平成28（2016）年度の決算状況とを比較分析することを本旨としており、また同時に、前年度との比較分析の中で、平成28（2016）年度の決算状況の推移・動向を捉え、注目すべきポイントを各カテゴリーにまとめたものです。

決算資料というのは、一見すると無機質な数値と指標の羅列であり、それらから地方自治体の財政状況を読み取るには相応の労力が必要となります。しかし、数値や指標の意味や背景を分析し、年度ごとに前年度との増減理由を簡潔にまとめた記録があれば、財政分析が必要となった際に簡単に過去の状況を確認することができます。本冊子は、このような考え方に基づいて作成しています。

本冊子における各項目の数字は、国が地方財政全体の統計として実施している「地方財政状況調査（通称「決算統計」）」の数値を用いています。

地方自治体の歳入・歳出の主なものは一般会計に含まれていますが、条例を制定することで独自に特別会計を設けることができます。そのため、一般会計にどのような経費が含まれているかは各自治体で異なっていて、自治体間の比較ができません。そこで、決算統計では、国が示した統一の基準に基づいて「普通会計」の決算を各自治体が調製し、比較分析しています。なお、国立市の「普通会計」は、一般会計から介護保険事業会計（介護サービス事業勘定分）の額を控除する調整（純計控除）をしたものです。そのため、本冊子の決算額は一般会計決算書の数値とは異なる場合がありますので、注意してください。

また、前述した「決算統計」の基準により決算資料を整理し、コンパクトにまとめたものが「決算カード」です。近年、自治体の財政を考える市民の方も積極的な活用を図っています。本冊子でも、速報値に基づくデータをもとに作成した平成28（2016）年度決算のカードを、巻末に添付しています。また、過去の決算カードは市のホームページに掲載していますので、あわせてご活用ください。

なお、巻末に財政用語等の解説をまとめた用語集を載せてありますので、本文中の専門用語等の意味を調べる際にご活用ください。

これからの行財政運営改革に資するため、平成28（2016）年度決算に関する本冊子が活用されることを願います。

平成 29（2017）年 9 月

国立市政策経営部政策経営課

目 次

I	平成 28（2016）年度決算について.....	1
■	決算総括.....	1
II	歳 入.....	2
■	歳入総額.....	2
□	地方交付税.....	4
□	国庫支出金・都支出金.....	4
□	市債.....	5
□	繰入金・財産収入・寄附金.....	6
III	市 税.....	7
■	市税全体.....	7
□	個人市民税.....	7
□	法人市民税.....	8
□	固定資産税・都市計画税.....	8
■	収納率.....	9
IV	歳 出.....	10
■	歳出総額.....	10
■	性質別分類.....	12
□	義務的経費.....	12
□	投資的経費.....	14
□	その他の経費.....	15
■	目的別分類.....	17
V	基 金.....	19
■	基金.....	19
VI	市 債.....	20
■	市債.....	20
VII	財政に関する指標.....	21
■	経常収支比率.....	21
■	基礎的財政収支（プライマリーバランス）.....	23
VIII	健全化判断比率等.....	24
■	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）とは.....	24
□	経緯.....	24
□	財政健全化法の概要.....	24
■	平成 28（2016）年度健全化判断比率及び資金不足比率.....	25
■	各指標の分析.....	25
□	資金不足比率.....	26
□	連結実質赤字比率.....	27

□実質公債費比率.....	27
□将来負担比率.....	28
IX 財政運営判断指標の推移.....	29
■国立市健全な財政運営に関する条例について.....	29
□経緯.....	29
□本条例の特徴.....	29
□特定目的基金を含めた実質単年度収支.....	30
□経常収支比率.....	30
□義務的経費比率.....	31
□人口1人あたりの基金現在高.....	31
□人口1人あたりの地方債現在高.....	32
□債務償還可能年数.....	32

巻 末 資 料

平成 28 (2016)年度決算カード

財政用語集

I 平成 28（2016）年度決算について

■決算総括

国立市の平成 28（2016）年度決算総額（普通会計）は、歳入 300 億 3,837 万円、歳出 292 億 7,680 万円となり、いずれも過去最大規模であった平成 27（2015）年度決算額を下回りましたが、ここ 10 年間では依然高い水準で推移しています。最大の特徴としては、平成 21（2009）年度以来 7 年ぶりに普通交付税不交付団体となったことが挙げられます。普通交付税制度は、全国どこでも最低限の行政サービスを提供するために、地方自治体ごとの格差を是正するための制度であり、国の定めた基準に従って基準財政需要額（最低限の行政サービス提供のために要する費用）及び基準財政収入額（市税等の標準的な財源の収入額）を算定し、前者が後者に対して不足する場合に国から普通交付税が交付される仕組みです。普通交付税が不交付となった要因は様々考えられますが、市民税所得割や固定資産税等の税収が増となったことに加え、国勢調査人口の減及び公害防止事業債の償還が進んだことによる公債費の減等により需要額が減となったことが影響していると考えられます。

このほか、国立駅南口複合公共施設等用地買収事業（事業費約 16 億 6,600 万円）を平成 27（2015）年度に完了したため、歳入歳出ともに総額が減となりました。

経常収支比率は、税収増があったものの、平成 27（2015）年度の新規起債にかかる公債費等の増により前年度比 2.4 ポイント悪化した 92.7%となりました。経常収支比率とは、その年度における経常的な収入（市税、地方譲与税及び税連動交付金等）に対する経常的な支出（毎年必要になる経費）の割合で、この数字が低いほど自由に使える財源が多く、財政の弾力性があるなどと表現されます。少子高齢化の進展を受け、今後ますます扶助費が増えていくことが予想される一方、公共施設の老朽化対策や待機児童解消等の課題が山積していますので、財源確保及び経費削減について一層努めていく必要があります。

図表 1 平成 28（2016）年度普通会計決算概要と前年度比較

	平成 28（2016）年度	平成 27（2015）年度	主な増減理由等
歳入総額（千円）	30,038,366	31,069,600	地方債△1,476 百万円
歳出総額（千円）	29,276,803	30,560,242	複合施設等用地買収△1,666 百万円
形式収支（千円）	761,563	509,358	
翌年度繰越財源（千円）	191,881	53,707	（明許繰越分）
実質収支（千円）	569,682	455,651	（翌年度繰越金）
実質単年度収支（千円）	345,918	317,660	

Ⅱ 歳 入

■歳入総額

歳入総額は 300 億 3,837 万円、前年度比△3.3%、10 億 3,123 万円のマイナスとなりました。

平成 28(2016)年度は、過去最大規模となった前年決算額を下回ったものの、依然として 300 億円を超える高い水準にあります。

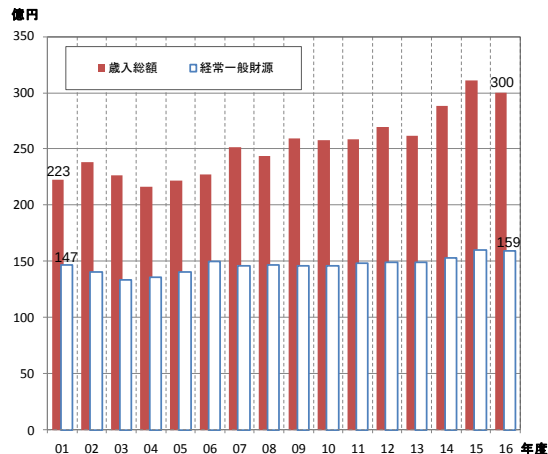
歳入の主な特徴ですが、**市税**は、景気回復による個人所得増及び法人業績の伸びに伴い個人市民税所得割や法人市民税法人税割が、新築家屋の増加及び市内事業所の償却資産増加に伴い固定資産税がそれぞれ増加したほか、売上本数の減少に伴い市たばこ税が減少しました。また、収納率が平成 27 (2015)年度に引き続き向上したことにより市税全体では増加しました。

税連動交付金は、地方消費税交付金が大幅に減少したことに加え、利子割交付金が制度改正により大幅減となりました。また、普通交付税が不交付となったことで**地方交付税**も減少しました。

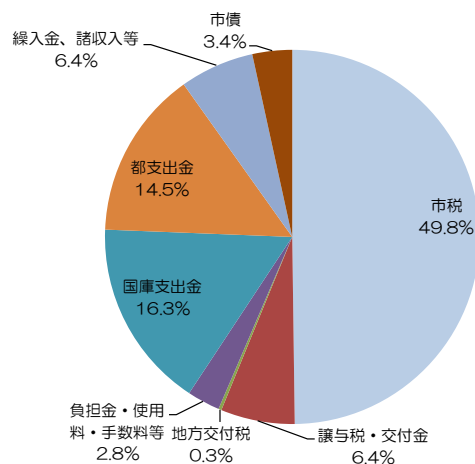
これらの影響により、経常一般財源等（市税などの「一般財源」のうち、その年度のみ、期間限定など臨時的に収入されるお金ではなく、毎年、経常的に（事業の有無にかかわらず）収入されるお金のこと）は前年度比で△0.4%のほぼ横ばいとなりました。

また、実施事業の規模に連動する**国庫支出金・都支出金**は、平成 28(2016)年度は、旧国立駅舎再築事業に伴う社会資本整備総合交付金や市町村総合交付金の増等により、いずれも増額となりました。**繰入金**についても、旧国立駅舎再築事業のために基金繰入を行ったことにより増加しましたが、財政調整基金の取崩しは行いませんでした。**地方債**は、起債対象となる投資的経費の減に伴って大幅に減少しました。

図表 2 歳入総額と経常一般財源の推移



図表 3 平成 28 (2016) 年度普通会計歳入決算額の内訳



＜歳入項目一覧＞

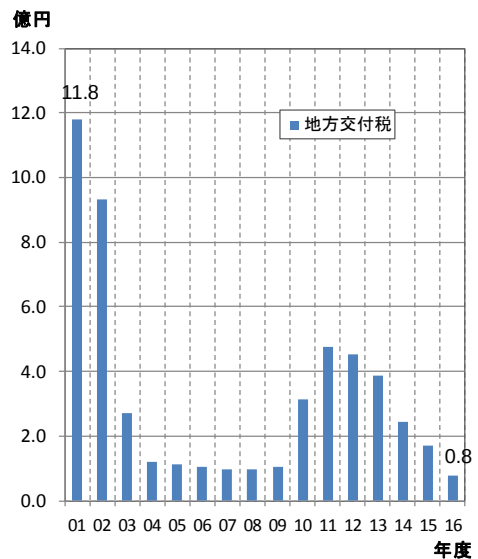
項目名	説明	
市税	市の行政に要する経費を賄うために、地方税法の規定に基づき市民等から強制的に徴収する課徴金。国立市の税目としては、市民税、固定資産税、市たばこ税、軽自動車税、都市計画税がある。	
地方譲与税	国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与することとされている税。国立市に譲与されるものには、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税がある。	
利子割交付金	税 連 動 交 付 金	預貯金等の利子に対し課税される都民税利子割の収入額に 0.99 を乗じた額の 3/5 に相当する額が、個人都民税の収入率に応じて区市町村に交付されるもの。
配当割交付金		上場株式等の配当などに対して課税される都民税配当割の収入額に 0.99 を乗じた額の 3/5 に相当する額が、個人都民税の収入率に応じて区市町村に交付されるもの。
株式等譲渡所得割交付金		源泉徴収口座内の株式等の譲渡益に課税される都民税株式等譲渡所得割の収入額に 0.99 を乗じた額の 3/5 に相当する額が、個人都民税の収入率に応じて区市町村に交付されるもの。
地方消費税交付金		消費税のうち、地方消費税として徴収される額（1.7%分）を財源とし、1/2 が都道府県に、1/2 が区市町村に分配されるもの。なお、平成 26 年 4 月に引き上げられた分については、社会保障施策に充てることとされている。
自動車取得税交付金		自動車取得者に対して課税される自動車取得税の収入額に 0.95 を乗じた額の 7/10 に相当する額を、区市町村道の延長及び面積で按分した額が区市町村に交付されるもの。
地方特例交付金	自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の低下や住宅ローン減税による税収の低下を補てんするため、税制の抜本的な見直しが行われるまでの間、国から区市町村へ交付されるもの。	
地方交付税	地方財政計画に基づいて、地方自治体に交付されるもの。普通交付税と特別交付税がある。	
交通安全対策特別交付金	交通反則金を財源として、道路交通安全施設整備の経費に充てるために国から交付されるもの。	
負担金・使用料・手数料	行政サービスや公共施設等の利用等の対価として徴収する受益者負担金。	
国庫支出金	国から地方自治体に支払われる収入金。法令にその負担割合の定めがある国庫負担金、特定の事業を推進する目的で交付される国庫補助金、事務委託に伴って支払われる国庫委託金がある。	
都支出金	都から地方自治体に支払われる収入金。法令にその負担割合の定めがある都負担金、特定の事業を推進する目的で交付される都補助金、事務委託に伴って支払われる都委託金がある。	
繰入金	基金や他の会計からの収入金。	
繰越金	前年度から繰り越された収入金。	
財産収入	土地等の財産を売却又は運用して得た収入金。	
寄附金	個人や法人から寄附された収入金。ふるさと納税制度による寄附金等。	
諸収入	上記以外の収入金。財団法人からの補助金や、他の地方自治体からの負担金等も含まれる。	

□地方交付税

地方交付税交付金は 7,851 万円、前年度比で△54.2%、9,288 万円のマイナスとなりました。これは、普通交付税が不交付となったことによるものです。

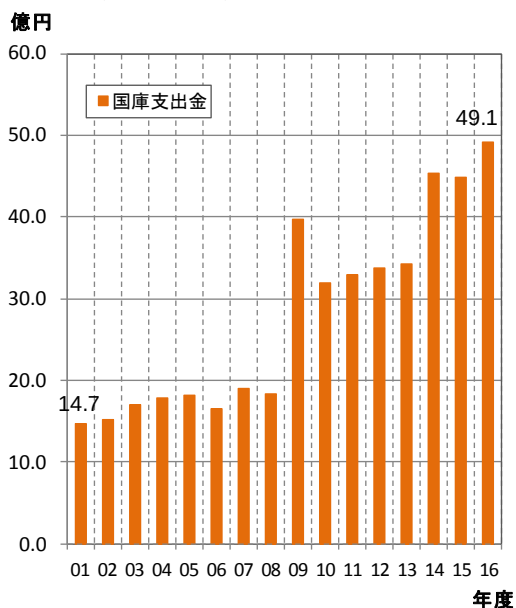
地方交付税交付金は、財源が不足する団体に交付される「普通交付税」（地方交付税全体の 94%）と、災害などの特別の財政需要に対し交付される「特別交付税」（地方交付税全体の 6%）とがあります。一般的な報道等における、交付・不交付団体の区別は「普通交付税」が交付されるかどうかによります。国立市は平成 16（2004）年度から平成 21（2009）年度まで不交付団体、平成 22（2010）年度から平成 27（2015）年度は交付団体でした。

図表 4 地方交付税の推移



普通交付税は平成 27（2015）年度の 6,049 万円から皆減となり、特別交付税は 1 億 1,090 万円から 7,851 万円へと減少しました。なお、東日本大震災関連として、被災者に対する地方税の軽減等特例措置に伴う減収分は震災復興特別交付税により交付されていましたが、平成 28（2016）年度における交付はありませんでした。

図表 5 国庫支出金の推移



□国庫支出金・都支出金

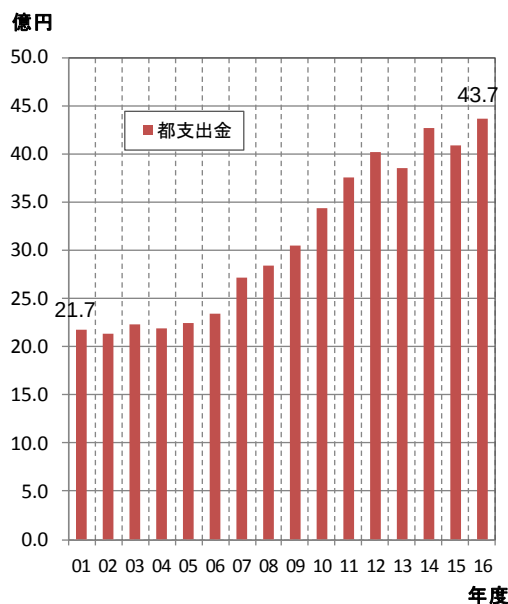
国庫支出金と都支出金は、特定の事業を推進することを目的として交付される補助金、国や都が一定割合の経費を負担する目的で支払われる負担金、市への事務委託に伴って支払われる委託金があります。これらのうち、補助金や委託金は事業実施の有無により年度間で大きく増減しますが、生活保護費負担金や障害者自立支援給付費負担金などの負担金は、支出額に対する国等の負担割合が法令で定められています。

国庫支出金は 49 億 948 万円、前年度比で +9.4%、4 億 2,304 万円のプラスとなりました。都市計画道路 3・4・10 号線整備事業の進捗に

伴う社会資本整備総合交付金等の減があったものの、国立駅周辺整備に伴う社会資本整備総合交付金や生活保護費負担金、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金等の増により、全体として増加しました。

都支出金は、43 億 6,605 万円、前年度比で +7.0%、2 億 8,392 万円のプラスとなりました。待機児童解消区市町村補助金や国勢調査委託金等の減があったものの、市町村総合交付金や谷保駅バリアフリー化事業に伴う地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金等の増により総額では増額となりました。

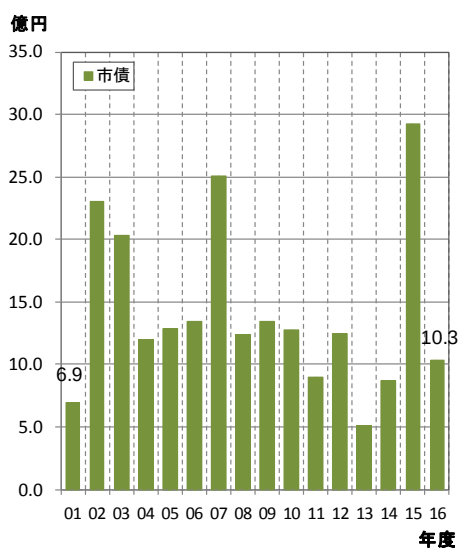
図表 6 都支出金の推移



□市債

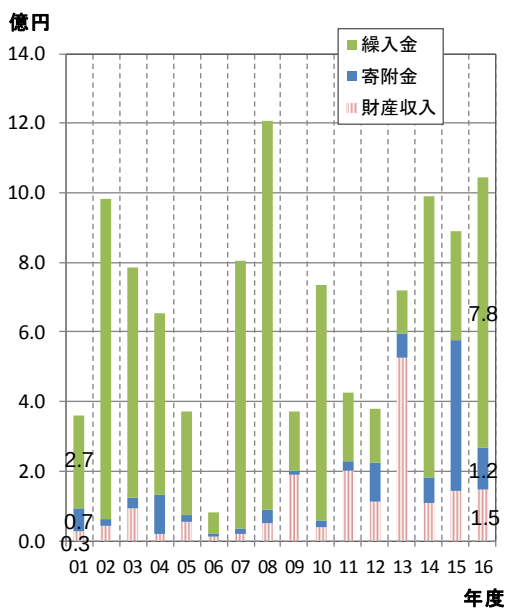
市債は 10 億 2,980 万円で、前年度比で△64.8%、18 億 9,320 万円の大幅なマイナスとなりました。市債は、起債の対象となる事業実施の有無により借入額が増減しますが、平成 27 (2015) 年度に国立駅南口複合公共施設等用地取得事業債を発行し借入れた額が多額であったため、相対的に平成 28 (2016) 年度は借入額が減少しました。

図表 7 市債の推移



なお、市債を財源として行った公共事業等は、国立駅南第 1 自転車駐車場を移転整備するための「国立駅南第 1 自転車駐車場整備事業」、谷保駅北第 3・5 自転車駐車場の用地を取得する「谷保駅北第 3・5 自転車駐車場用地取得事業」、JR 谷保駅にエレベーター設置しバリアフリー化を行うための「鉄道駅エレベーター整備事業」、さくら通りの改修工事等を行う「道路整備事業」、街路灯を LED 化する工事を行う「交通安全対策事業債」、防災無線をアナログ式からデジタル式に更新するための「防災行政無線更新事業」、南部地域の狭あい道路の整備を行う「南部地域整備事業」、市立小・中学校の校舎等の非構造部材を耐震化する「小・中学校校舎等改修事業」です。また、臨時財政対策債は、平成 28 (2016) 年度に普通交付税が不交付となったことで発行可能額がゼロとなりました。

図表8 繰入金・諸収入ほかの推移



繰入金・財産収入・寄附金

繰入金は7億8,006万円、前年度比で+148.5%、4億6,619万円のプラスとなりました。これは、旧国立駅舎再築事業費に充てるために国立駅周辺整備基金から繰入れを行ったことによります。

財産収入は、1億4,668万円、前年度比で+3.7%、522万円のプラスとなりました。平成28(2016)年度には、旧道路及び水路売払収入及び複合公共施設用地貸付収入が増となりました。

また、**寄附金**は1億1,854万円、前年度比で△72.8%、3億1,708万円の大幅なマイナスとなりました。くにたち未来寄附及び古本募金として受け入れた指定寄附金については、8,821万円、前年比で+156.9%、5,387万円のプラスとなりました。一方、平成27(2015)年度には国立市土地開

発公社より寄附を3億9,000万円收受しましたが、平成28(2016)年度はこれが2,300万円であったために総額では大幅に減少しました。

◆「ふるさと納税」って税金なの？

いわゆる「ふるさと納税」制度は、平成20(2008)年に地方税法が改正され制度化されました。「納税」という言葉が入っていますが、実際には地方自治体に寄附した金額が所得税及び個人住民税から控除される仕組みになっています。この制度導入の目的は、地方から都市部へ就職するなどして故郷を離れた人が、地元の自治体へ寄附しやすくすることにより、地方の活性化を狙ったものでした。寄附先は出身自治体に限られていませんので、全国の自治体がこのふるさと納税制度を活用するため、寄附の返礼品として地元の特産品を贈るなど工夫を凝らし、産業振興や財源確保に取り組んでいます。

国立市においても、平成23(2011)年度からこの制度を活用し、寄附を募ってきました。現在では、「くにたち未来寄附」として、旧国立駅舎再築、子育て・教育環境充実のため等の目的に応じた寄附を多くの方からいただいています。寄附の返礼品についても、国立市にゆかりのある事業者の協力のもと、国立市ならではのラインナップを取り揃えています。

また、「赤い三角屋根プロジェクト」として、旧国立駅舎再築事業源に充てるため、古本募金制度を平成26(2014)年度から開始しました。これは、寄附者の古本を提携業者が買い取り、その買取金額を市に寄附していただくという制度になっています。



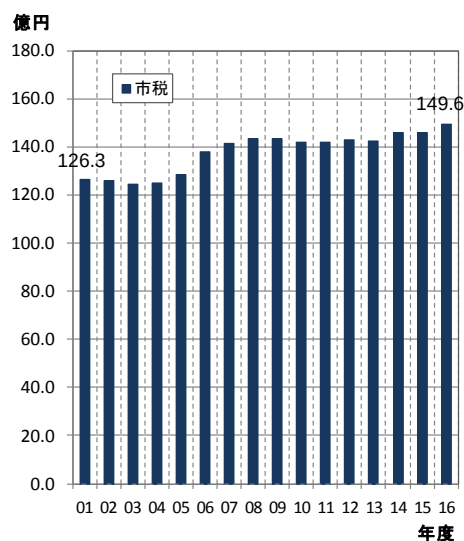
Ⅲ 市 税

■市税全体

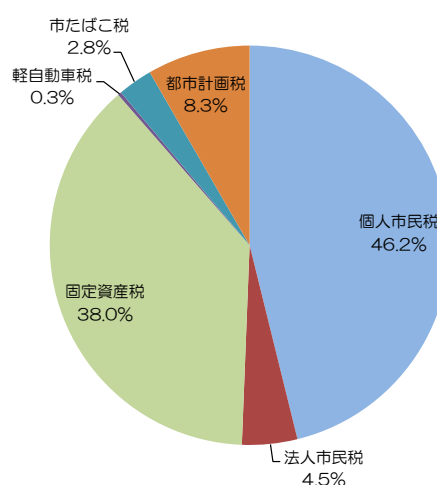
市税全体では149億5,552万円、前年度比で+2.6%、3億7,841万円のプラスでした。収納率が引き続き向上したこともあり、ほぼすべての税目において増収となり、過去最高額となりました。

税目ごとでは、景気動向に応じて市民税が増収、平成28(2016)年度に税率改定された軽自動車税が増収となった一方、売上本数の減少により市たばこ税が減収となりました。

図表 9 市税の推移



図表 10 平成28(2016)年度市税収入決算額の内訳



□個人市民税

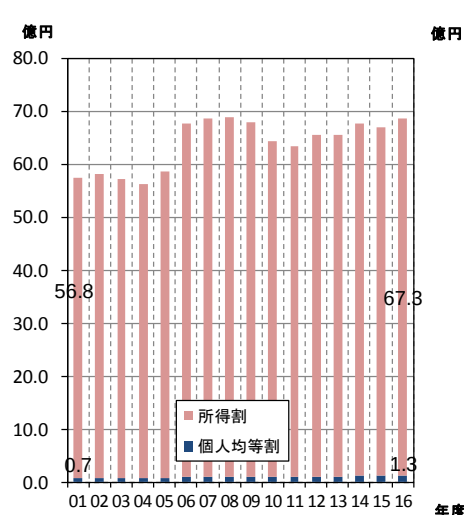
個人市民税は69億216万円、前年度比で+2.5%、1億6,993万円のプラスとなりました。現年課税分が増加した一方、滞納繰越分はこの数年で徴収が進んだことにより収入額は減少傾向にあります(9ページ、図表16参照)。

個人市民税は、所得税とは異なり、前年度の所得に対して課税されるため、景気変動の影響は、その翌年度に表れてくる傾向にあります。国立市の市税は、給与所得者の所得に対する個人市民税所得割が大半を占めていることから、その動向は市の歳入に大きく影響を与えます。

個人市民税が増加した要因は、景気回復により個人所得が増加したことが挙げられます。給与所得者を例にとると、総所得金額は約31億円、課税標準額は約22億円、算定税額は

約1億3,000万円とそれぞれ増加していますが、ふるさと納税の増に伴って寄附金税額控除が約4,000万円伸びたことなどにより、最終的な税額は約8,000万円の増となっています。

図表 11 個人市民税(現年分)の推移



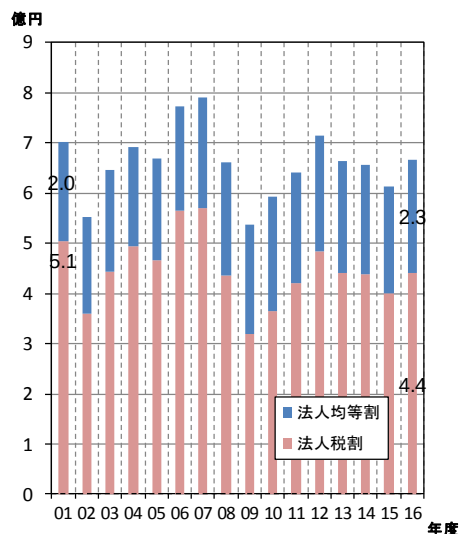
□法人市民税

法人市民税は6億6,818万円、前年度比で+8.8%、5,410万円のプラスでした。企業業績等の好転及び高額納税法人の修正申告による大幅な税額増によって増加しました。

法人市民税は、市内事業所の従業員数や規模などによる均等割と、国税である法人税額に連動する法人税割とがありますが、景気動向に大きく左右されるため、今後の動向について目測を立てるのが難しい税目となっています。

図表12からは、平成21(2009)年度の税収が大きく減少していることが分かりますが、これは平成20(2008)年に起きたリーマン・ショックの影響によるものであり、法人市民税が景気に大きく左右されることを表しています。

図表12 法人市民税(現年分)の推移

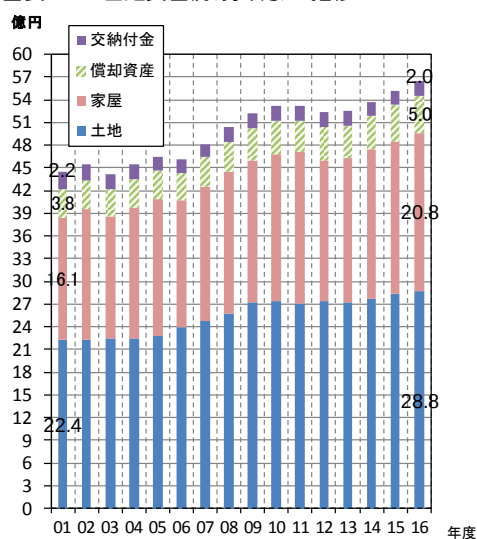


□固定資産税・都市計画税

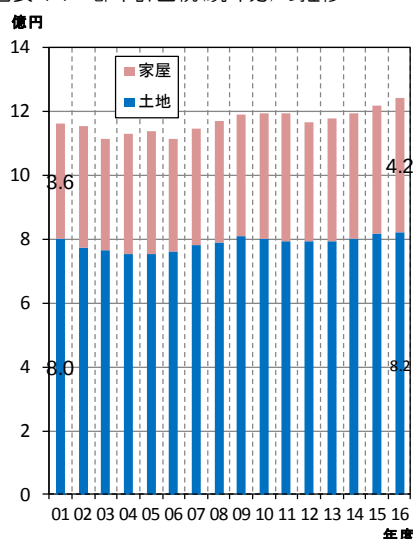
固定資産税は56億7,737万円、前年度に比べ+2.5%、1億3,684万円のプラスでした。土地分は、田畑の宅地化に伴う宅地地積の増加及び住宅用地に係る負担調整措置の据置特例撤廃に伴い増となったほか、家屋分も、マンション等の新築の増加により増となりました。また、償却資産については、大規模事業所の設備投資に対する課税分が増えたこと等の影響で増となりました。

都市計画税は12億4,554万円、前年度に比べ+1.8%、2,227万円のプラスとなりました。固定資産税と同様の要因により、土地分・家屋分ともに増となりました。また、都市計画税は目的税であるため、都市計画事業である都市計画道路整備事業や国立駅南口第1自転車駐車場整備事業等の事業費、都市計画事業のために借入れた市債の償還経費などに充当しています。

図表13 固定資産税(現年分)の推移



図表14 都市計画税(現年分)の推移



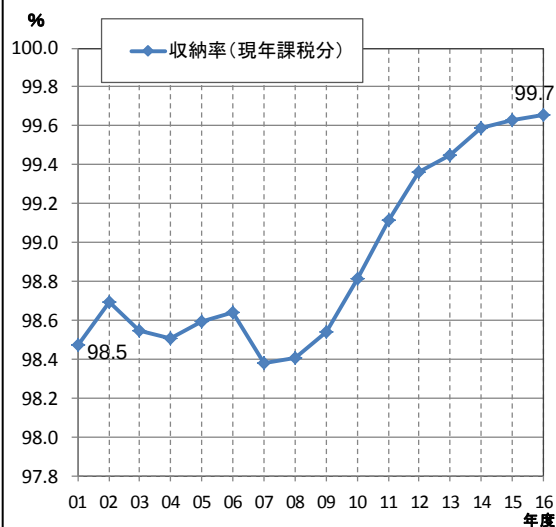
■ 収納率

市税の収納率は、平成 20 (2008) 年度の収納課創設以来、毎年度向上しています。現年分（その年度に課税額を決めて、納付を求めた分）については、前年度と同水準の 99.7%に、滞納繰越分（課税年度に納付を求めたが、課税年度には納付がなく、翌年度以降に引き続き納付を求めた分）については、前年度の 56.0%から 63.6%となり、全体では前年度の 99.3%から 0.1 ポイント増の 99.4%となりました。この率は多摩 26 市の中で最も高く、全国でもトップクラスです。

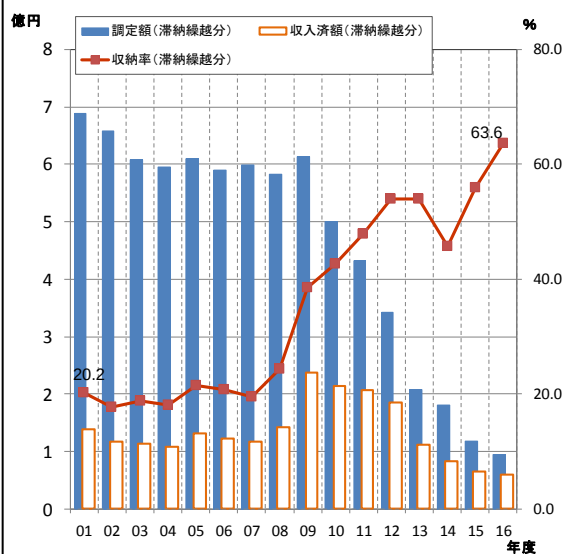
収納率向上の取り組みは、市税収入の確保だけにとどまっていません。市町村総合交付金における経営努力割の増や、国民健康保険特別会計で、国民健康保険税の収納率が向上したことについて、良好保険者として評価され、東京都特別調整交付金等の増などにもつながっています。制度としての賛否はありますが、特別調整交付金等の増は、医療給付費のうち、国民健康保険税だけでは賄いきれないために、市の一般会計からの補てんによって賄っている、いわゆる赤字繰出額を減らすことにつながっています。ただし、特別調整交付金等は、毎年度変化する一時的な収入であるため、常に交付されるものではありません。依然として、国民健康保険特別会計への赤字繰出は財政上の課題となっています。

また、図表 16 のとおり、滞納繰越分は収納率が上がった分整理が進みますので、調定額が大きく減ってきています。収納率はすでに高い水準であり、生産年齢人口の減少に伴って調定額が減るにつれ、収入額も減っていくことが見込まれます。

図表 15 収納率(現年課税分)の推移



図表 16 収納率(滞納繰越分)の推移



Ⅳ 歳 出

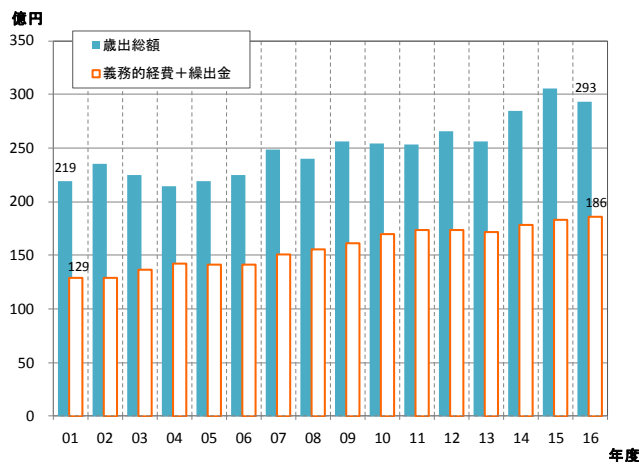
■歳出総額

歳出総額は292億2,768万円で、前年度に比べ△4.2%、12億8,344万円のマイナスでした。平成27(2015)年度に約17億円の国立駅南口複合施設等用地買収事業が完了した影響で、歳出総額としては過去最大規模だった前年を下回りましたが、依然として高い水準にあります。障害者自立支援給付費や生活保護費等の扶助費が依然として伸びており、前述の用地買収事業等の普通建設事業のために借り入れた市債の償還が始まったことから、公債費も増加しました。この結果、義務的経費（法令又は契約上、毎年度義務的に支出が見込まれ、行政の裁量の及びにくい人件費、扶助費、公債費の合計）が伸び、経常収支比率は前年度比2.4ポイント悪化し、92.7%となりました。

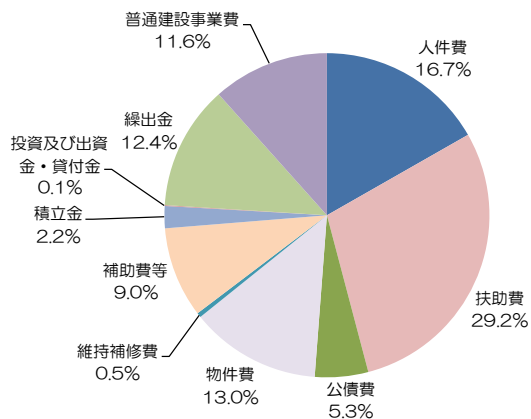
歳出の分類では「性質別分類」と「目的別分類」があり、「性質別分類」は人件費や扶助費といったように、経費の性質から見た分類のことで、「目的別分類」は議会費や教育費といったように、支出の行政目的に応じた分類のことです。

図表18及び19から見て取れるように、性質別では扶助費が、目的別では民生費がその多くを占めていますが、これは社会保障関係経費を示しています。また、次いで多い土木費や教育費、総務費については、公共施設等の老朽化が進んだことで、その改修費用等がこれから増加していくことが見込まれます。

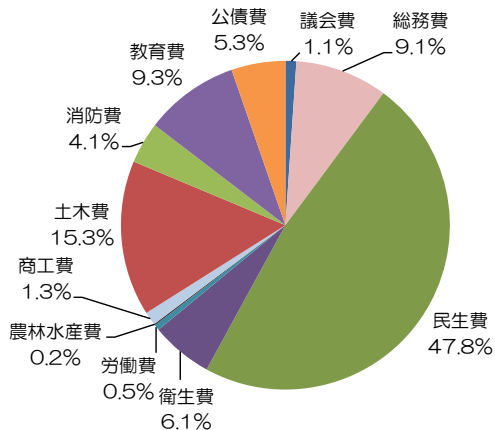
図表 17 歳出総額の推移



図表 18 平成28(2016)年度普通会計歳出決算額の性質別内訳



図表 19 平成28(2016)年度普通会計歳出決算額の目的別内訳



＜歳出項目一覧（性質別分類）＞

項目名		説明
人件費	義務的経費	職員給与、議員報酬、附属機関委員報酬、福利厚生などにかかる費用。
扶助費		社会保障施策として、現物又は金銭の給付にかかる費用。
公債費		過去に借り入れた市債の償還にかかる費用。
物件費		消耗品、光熱水費、委託料など消費的な性質の費用。
維持補修費		施設の維持・補修にかかる費用。
補助費等		団体・個人に対する補助金や、謝礼等。
積立金		基金の積立にかかる費用。
投資及び出資金・貸付金		法人に対する投資、出資や貸付にかかる費用。
繰出金		他の会計に対する支出。
普通建設事業費	投資的経費	建設工事や高額の備品購入にかかる費用。投資的経費。
災害復旧事業費		天災により破壊された施設等の復旧に要する費用。
失業対策事業費		失業者の雇用対策に要する費用
諸支出金		上記以外の支出。普通財産取得費などが含まれる。

＜歳出項目一覧（目的別分類）＞

項目名	説明
議会費	市議会の運営にかかる費用。
総務費	公共施設の管理や行政全般の運営にかかる費用。
民生費	子育て施策、高齢者施策、しょうがいしゃ施策などの社会福祉施策にかかる費用。
衛生費	公衆衛生やごみ処理、環境施策にかかる費用。
労働費	労働施策にかかる費用。
農林水産費	農林水産業施策にかかる費用。
商工費	商業振興施策にかかる費用。
土木費	道路、公園、下水道等のインフラ整備や都市計画にかかる費用。
消防費	消防活動や防災施策にかかる費用。
教育費	学校教育や社会教育にかかる費用。
公債費	過去に借り入れた市債の償還にかかる費用。

■性質別分類

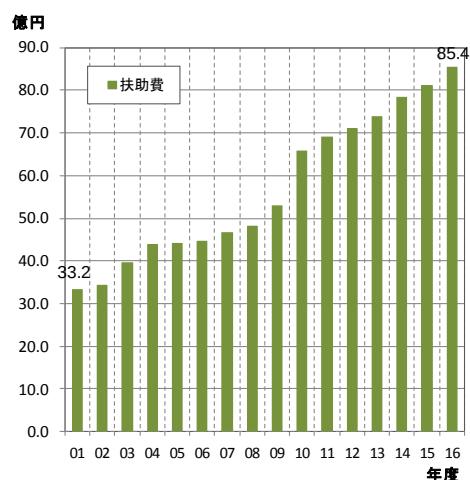
□義務的経費

人件費は、職員、嘱託員、議員、委員などに対する給与や報酬、共済組合等負担金などのことを言います。総額では48億9,988万円、前年度比で+1.9%、8,951万円のプラスとなりました。退職者の増に伴う退職金の増や、投資的経費の減に伴う事業費支弁人件費（決算統計上、人件費から事業費に振替えて計上する、普通建設事業に要した人件費）の減により人件費計上額の増等により、総額として増となっています。

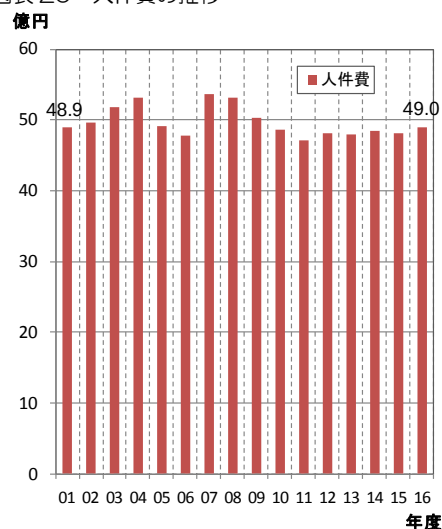
人件費のうち職員給は、27億6,819万円、前年度比で+1.8%、4,766万円のプラスとなりました。時間外勤務手当は減少しましたが、東京都人事委員会勧告に基づき、賞与支給月数が0.1月（4.3→4.4月）引き上げられ、期末勤勉手当が増加したことなどにより、増となりました。

扶助費は、生活保護費、障害者自立支援給付費、児童手当など、生活をサポートする費用のことで、目的別では生活保護費、しょうがい者に対する扶助費を中心とした社会福祉費、高齢者に対する扶助費の高齢者福祉費、子どもに対する扶助費の児童福祉費などに分類されます。

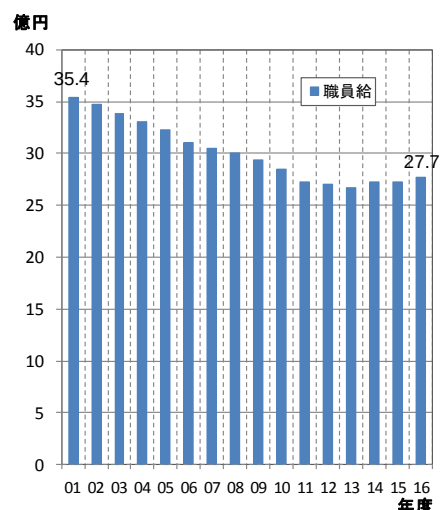
図表 22 扶助費の推移



図表 20 人件費の推移



図表 21 職員給の推移

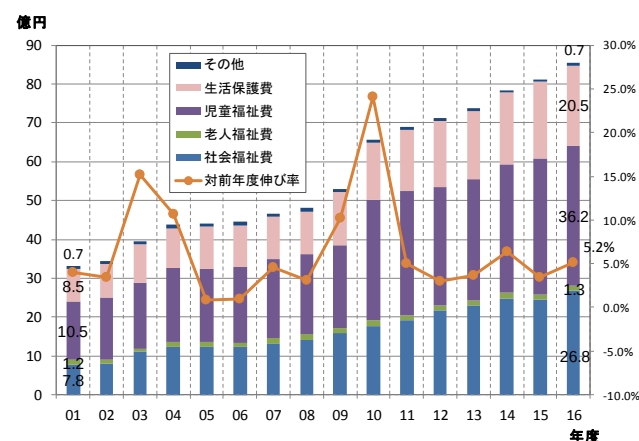


扶助費総額は、85億3,773万円、前年度比で+5.2%、4億1,883万円のプラスとなりました。障害者自立支援費や生活保護費が依然として高い伸びを示しており増加傾向が続いています。

生活保護費の扶助費は、日本全体の動向と同じように国立市も伸びており、総額で20億4,638万円、前年度比+4.1%、8,109万円のプラスとなりました。平成28(2016)年度末時点では、受給世帯数が880世帯、受給者数が1,105人でした。

生活保護費のうち、最も大きな額を占めるのは医療扶助（医療費に対する扶助）です。医療扶助は、保護を受けられている方の状況の変化により増減し、受給者数や世帯数の増減のみによって増減するものではありません。そのため、受給者数や世帯数の伸び率と生活保護費の伸び率は同じにはなりません。以前より社会における生活保護の捕捉率の低さは指摘されてきましたが、高齢化のますますの進展もあり、今後も生活保護費は伸びていくことが見込まれています。

図表 23 扶助費内訳（歳出額）の推移

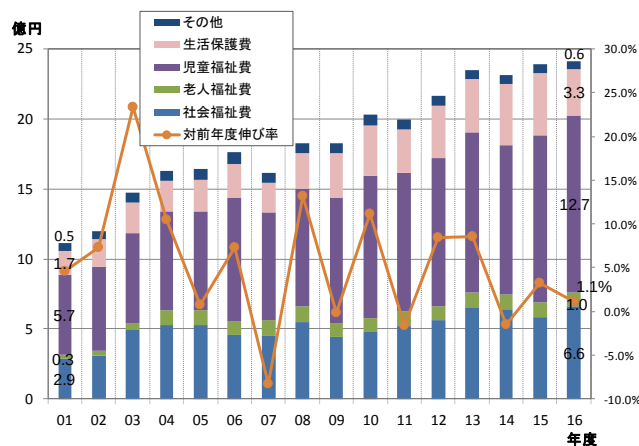


社会福祉費の扶助費は、現金給付である福祉手当やサービス給付である障害者自立支援給付費など、しょうがい者に対する扶助が中心の経費です。総額は26億8,164万円、前年度比+9.3%、2億2,868万円のプラスとなりました。

しょうがい者数は身体1,938人、知的520人、精神609人（いずれも平成28（2016）年4月現在）となり、サービス支給量の増加により障害福祉サービス費が伸びましたが、さらに平成28（2016）年度は年金生活者等生活支援臨時福祉給付金の支給が開始されたことにより、大きく増となりました。

国立市は、身体しょうがい者のうち、全国的に見ても重度者が多い自治体です。障害者自立支援給付費の中では、訪問系サービスが最も大きな割合を占めていますが、そのうち重度者に対する訪問介護サービスである、重度訪問介護の額が大きな割合を占めています。人口に対する重度訪問介護支給決定者数は、多摩26市の中でもトップレベルに位置しています。

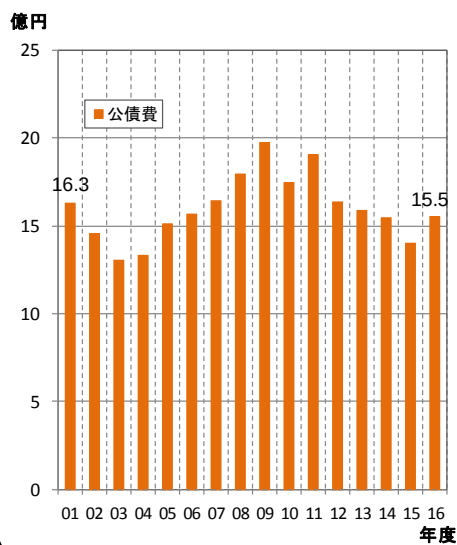
図表 24 扶助費内訳（一般財源で負担する額）の推移



児童福祉費の扶助費は、児童手当などの現金給付に加え、保育所運営委託料や公立保育園の運営経費が中心です。総額は36億1,937万円、前年度比で+3.3%、1億1,575万円のプラスとなりました。主な要因としては、平成28（2016）年4月より新たに認可保育所が開設されたことで、保育所運営委託料が大幅増となったことが挙げられます。

社会問題化している待機児童数は、平成29（2017）年4月1日現在、125人となっています。市ではこれまで、私立保育園の新設、園舎の建て替えや耐震改修工事等に対する補助及び公立保育園の耐震改修工事を行い、保育園の新設や既存施設の定員増に伴う市内全体の定員増につなげてきました。今後も待機児童解消に取り組む必要があり、児童福祉費の扶助費もそれに伴って伸びていくこ

図表 25 公債費の推移



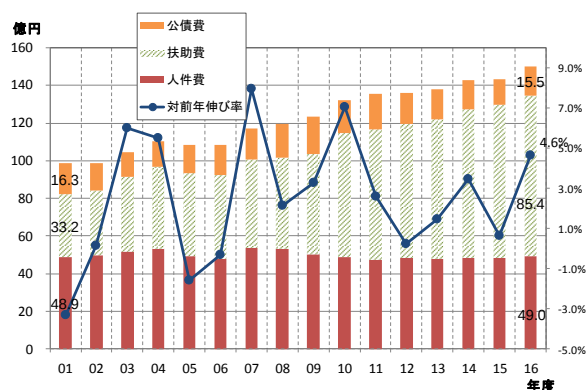
とが見込まれます。

ただし、扶助費の中には法令で市町村による支給が義務付けられているものも多く、それらの大半には国や都の財源が充当されています。したがって、総額とは別に扶助費のうち一般財源充当額についても気を配る必要がありますが、近年は扶助費総額に比べて緩やかな増加傾向にあります（図表 24）。

公債費は、過去に借りた市債（借金）の元利償還金です。総額は 15 億 5,297 万円、前年度比で+11.0%、1 億 5,432 万円のプラスとなりました。

平成 27 (2015) 年度に借り入れた国立駅南口複合公共施設等用地取得事業債の償還（返済）が始まったことなどの影響で、大幅増となっています。

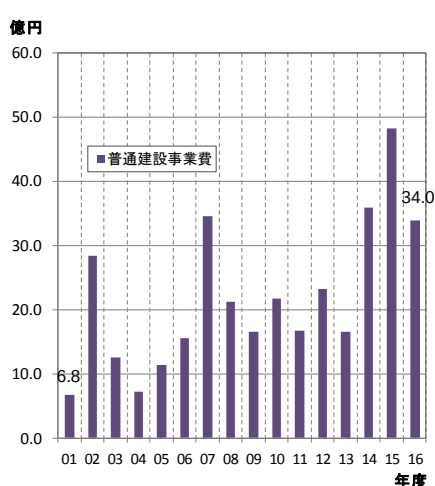
図表 26 義務的経費の推移



義務的経費全体では、扶助費の伸びに押し上げられてこの 10 年間は増加傾向にあります。

市の財政規模に対する義務的経費の比率が高まると、裁量性が低下し、柔軟に市民ニーズに対応した行政運営の支障となることから、「国立市健全な財政運営に関する条例」において、この比率を財政運営判断指標としています(31 ページ)。

図表 27 普通建設事業費の推移



投資的経費

投資的経費とは、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計を指します。平成 28 (2016) 年度決算においては学校の耐震改修工事や道路整備事業などの普通建設事業費が該当し、総額は 33 億 9,604 万円、前年度比で△29.6%、14 億 3,038 万円のマイナスとなりました。

旧国立駅舎再築用地買収事業、国立駅南第 1 自転車駐車場整備事業などの新規事業を実施した一方、複合施設等用地などの大規模な用地買収事業が前年度に完了したことで、相対的に大きく減となりました。

□その他の経費

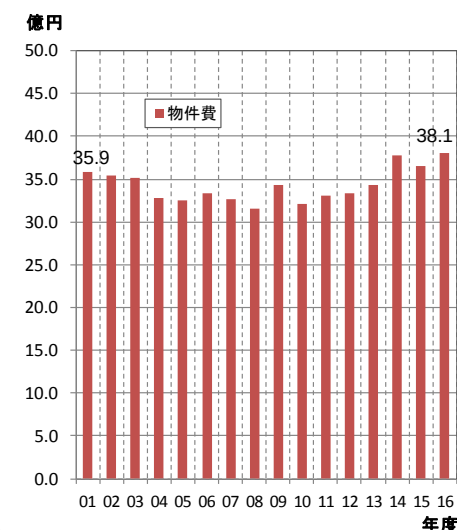
その他の経費の分類として、事業の委託料や光熱水費、通信運搬費、備品購入費、設備機器の賃借料などの物件費、補助金や講師謝礼、他の自治体等に対する負担金などの補助費等、施設の維持補修費、基金に積立てを行う費用である積立金、特別会計への支出である繰出金などがあります。

物件費は、38億725万円、前年度比で+4.1%、1億4,802万円のプラスとなりました。街路灯電気料金や基幹系システム構築委託料が減になったものの、証明書コンビニ交付システムや寄附システム包括支援業務委託料などの委託料、通学路や小中学校の安心安全カメラ購入費等の備品購入費の増により、全体では増となりました。

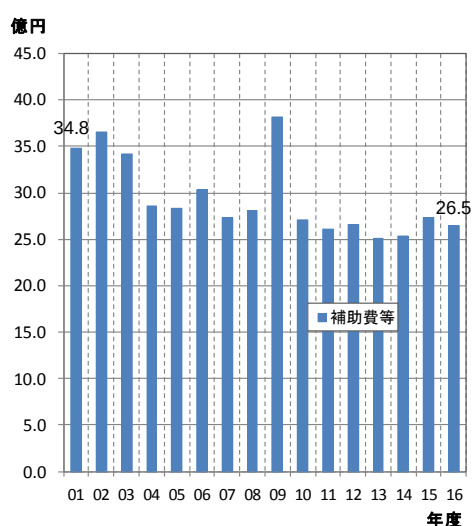
補助費等は、26億4,893万円、前年度比で△3.1%、8,510万円のマイナスとなりました。主な要因として、稲城市、狛江市、府中市、国立市で構成する多摩川衛生組合において、設備改修等の事業が平成27(2015)年度に完了したことによる事業費の減に伴う同組合に対する負担金の減や、国及び都への返納金の減により、認定こども園開設による私立幼稚園施設型給付費の増などがあっても総額として減となりました。

積立金は、6億4,511万円、前年度比で△29.5%、2億6,953万円のマイナスとなりました。平成28(2016)年度に創設した「谷保の原風景保全基金」や「財政調整基金」「くにたち未来基金」への積み立てが増加したものの、「国立駅周辺整備基金」について、平成27(2015)年度に国立市土地開発公社からの寄付金を積立てた額が大きかったため相対的に大幅減となり、総額としては減となりました。

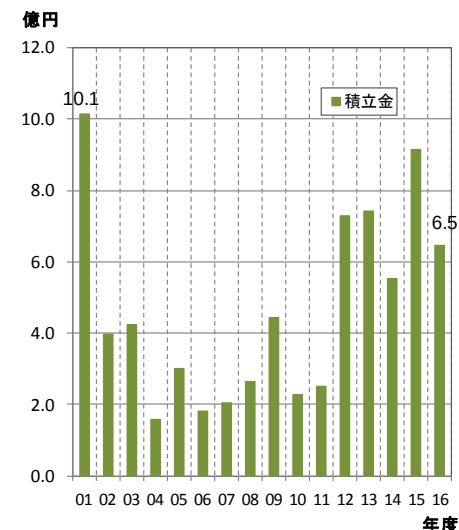
図表 28 物件費等の推移



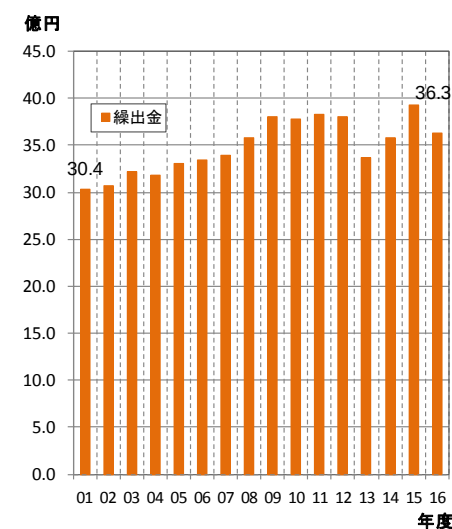
図表 29 補助費等の推移



図表 30 積立金の推移



図表 31 繰出金の推移



市の財政上の課題のひとつである繰出金は、36 億 3,033 万円、前年度比で△7.7%、3 億 207 万円のマイナスとなりました。繰出金とは、一般会計から特別会計へ支出される費用のことです。国立市の特別会計は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計の 4 会計です。

国民健康保険特別会計は、歳入において国民健康保険税の税率改定を行い、保険税収入が 1 億 7,686 万円増加したことにあわせ、被保険者の減少に伴い給付費が減少しました。そのため、「赤字繰出額」（本来保険税収入で賄うべきだが、それでは足りないために、一般会計からの繰出金で補てんしている額）は、10 億

2,159 万円から 6 億 4,788 万円に、△3 億 7,371 万円と大幅に減少しました。

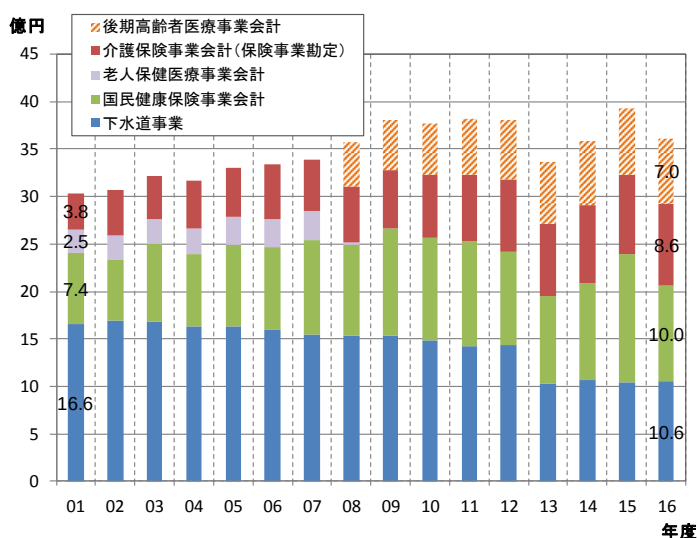
介護保険特別会計への繰出金は、保険給付費及び地域支援事業費の伸びに応じて引き続き伸びており、増加傾向が続いています。また、後期高齢者医療特別会計への繰出金も保険給付費の伸びに応じて広域連合納付金は引き続き伸びており、制度開始以後、増加傾向が続いています。

下水道事業特別会計への繰出金は、多くが下水道施設建設時の市債の元利償還金です。国立市の下水道管は、その大部分が雨水も汚水も一緒に流す合流管です。雨水分は自然現象であるため、一般会計からの繰出金で賄うこととなっており、雨水分の元利償還金が重い負担となっています。

下水道事業特別会計も国民健康保険特別会計と同様に、一般会計からの赤字補てん繰出の問題があります。汚水分の元利償還金は本来使用料収入で賄うべきとされていますが、それでは足りないために一般会計からの繰出金で補てんしてきました。

平成 28(2016)年度も引き続き、赤字繰出に対応するために、下水道事業債の償還期間 30 年に対して下水道管の耐用年数がそれより長期であることを踏まえ、元金償還金の財源として資本費平準化債を 5 億 5,000 万円借り入れ、1 年あたりの実質返済額を下げる(平準化する)方策を取りました。これにより、元利償還金のうち、使用料収入と一般会計繰出金で賄う額が減少し、汚水処理費のうち使用料で賄う割合である回収率は、決算ベースで 97.0%になりました。

図表 32 繰出金の推移の内訳



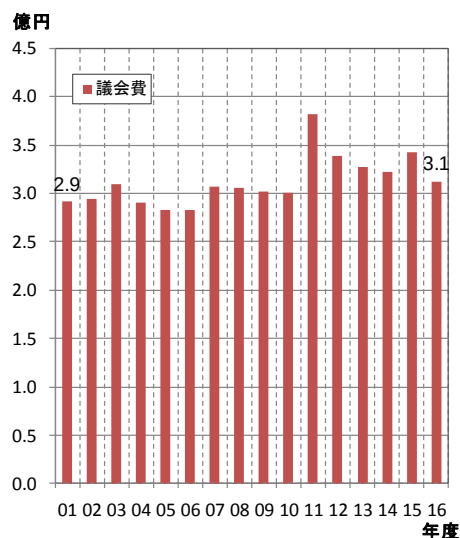
■目的別分類

議会費は市議会の運営に要する経費で、3 億 1,252 万円、前年度比で△8.8%、3,011 万円のマイナスとなりました。議員年金制度廃止に伴って議員共済会給付費負担金が平成 23（2011）年度に大きく伸びたことがあったもののそれ以降年々減少していることに加え、平成 27（2015）年度に導入した市議会インターネット中継機器の購入費などが減となったため、総額で減となりました。

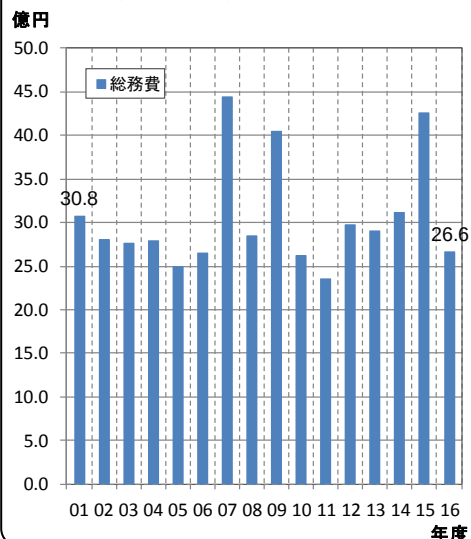
総務費は庁舎等の施設管理や戸籍、徴税事務等基本的な行政サービス及び財政、人事等の管理部門の事務に要する経費で、26 億 6,336 万円、前年度比で△37.4%、15 億 9,333 万円のマイナスでした。新規事業として、寄附システム包括支援業務委託費証明書コンビニ交付システム構築委託費等の増があり、剰余金を積立てる財政調整基金積立金や、寄附金を積立てるくにたち未来基金積立金が増となった一方で、平成 27（2015）年度に国立駅南口複合公共施設等用地買収事業や一本松公会堂建替工事が完了したこと及び国勢調査を実施したことの反動により、全体では大幅に減となりました。

民生費は高齢者、しょうがいしゃ、子育て世代の支援等のいわゆる福祉施策に要する経費で、139 億 9,085 万円、前年度比で+1.3%、1 億 8,282 万円のプラスとなりました。国民健康保険税の税率改定による繰出金の減、事業完了に伴う認可保育所新設事業補助金の減などがありましたが、一方で、障害福祉サービス費、生活保護費などの扶助費は依然として伸びています。これに加え、平成 28（2016）年度から実施された年金生活者等臨時福祉給付金の増、事業の進捗に伴う JR 谷保駅バリアフリー化工事負担金の増などの要因により、全体では増となりました。

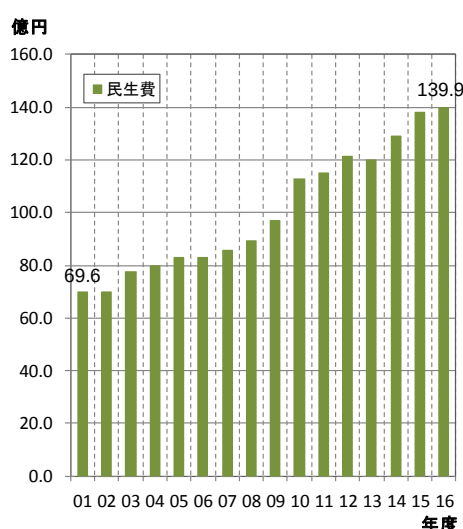
図表 33 議会費の推移



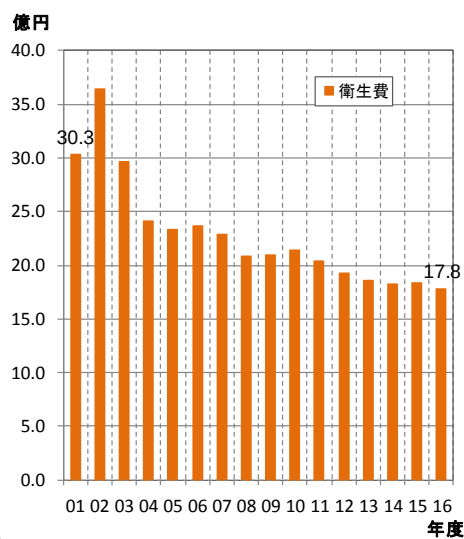
図表 34 総務費の推移



図表 35 民生費の推移

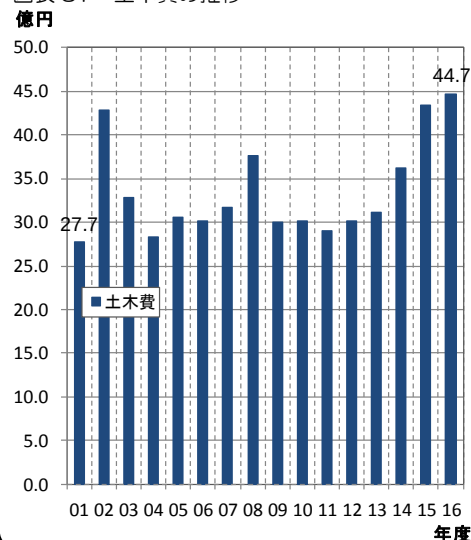


図表 36 衛生費の推移



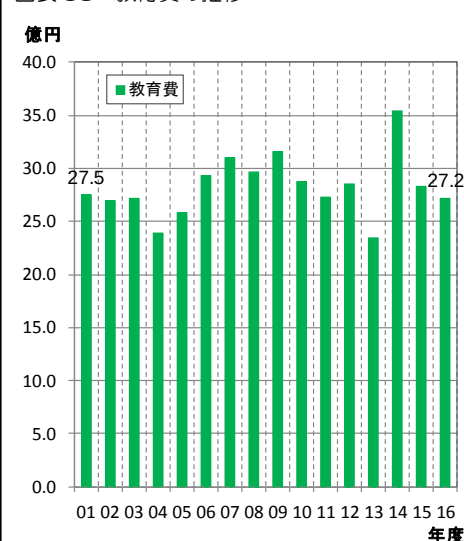
衛生費は保健衛生や環境保全に要する経費で、17 億 7,826 万円、前年度比で△3.0%、5,461 万円のマイナスとなりました。太陽光発電システム工事費、ごみ収集委託料等の増はありましたが、市が加入している多摩川衛生組合について、平成 27（2015）年度までに設備改修等の事業が完了したことにより負担金が大幅に減ったため、全体では減となりました。

図表 37 土木費の推移



土木費は主に道路等のインフラ整備に要する経費で、44 億 7,451 万円、前年度比で+3.0%、1 億 2,850 万円のプラスでした。自転車駐車場用地買収費、国立駅周辺整備基金積立金が大幅な減額となった一方で、旧国立駅舎再築用地買収事業や国立駅南第 1 自転車駐車場整備事業、LED 街路灯整備工事といった 1 億円を超える建設事業の実施や、国立駅周辺まちづくり関連の委託料の増、平成 28（2016）年度に創設した谷保の原風景保全基金への積立てを行ったことなどにより、事業費が増加しました。

図表 38 教育費の推移



教育費は市立小中学校の運営や社会教育・体育施策に要する経費で、27 億 1,886 万円、前年度比で△3.8%、1 億 863 万円のマイナスです。学校や通学路の安心安全カメラ購入費や、認定こども園開設に伴い私立幼稚園施設型給付費が増となった一方、平成 27（2015）年度に中学校校舎外壁補修工事や第三中学校グラウンド照明設置工事、公民館熱源機器取替工事などの事業が完了し、また小中学校非構造部材耐震化対策工事の進捗により事業費が減となったため、全体では減となっています。

V 基 金

■基金

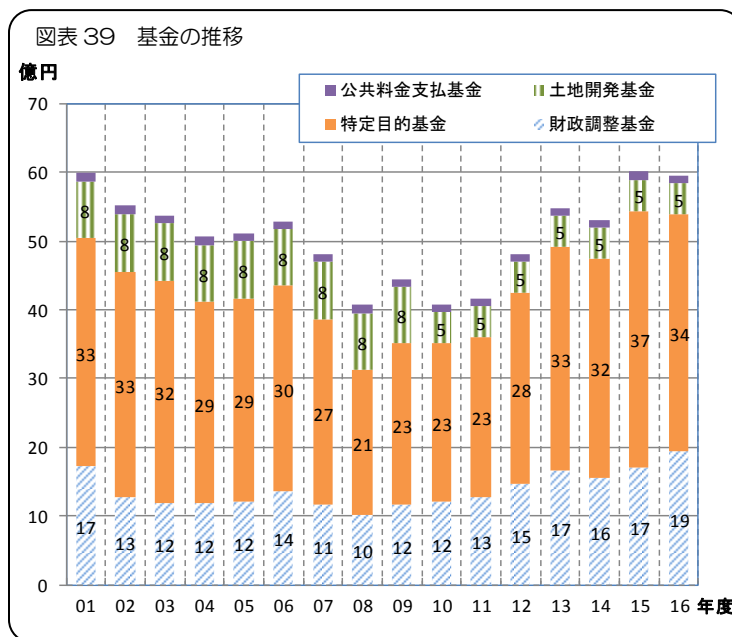
基金は、主に資金を積み立てて活用する基金（積立基金）と定額の資金を運用するために設けられた基金（定額運用基金）の二つに分類されます。積立基金はさらに、年度間の収支を調整するために用いられ、目的を問わずに使うことができる「財政調整基金」と、公共施設整備などの特定の目的のために用いられる「特定目的基金」に分類されます。

平成 28(2016)年度の基金全体の増減では、積立てが 6 億 4,511 万円、取崩しが 7 億 556 万円で、差し引き 6,045 万円減となりました。

財政調整基金は積立てが 2 億 3,189 万円、取崩しはありませんでした。また、特定目的基金は積立てが 4 億 1,322 万円、取崩しが 7 億 556 万円でした。その結果、平成 28 (2016)年度末残高は、財政調整基金が 19 億 3,532 万円、特定目的基金が 34 億 4,113 万円となりました。

積立額の大きかったものとしては、指定企業への協力金を「企業誘致促進基金」へ約 1 億 2,700 万

円積立て、谷保の原風景を後世に引き継ぐための原資として平成 28（2016）年度に設立した「谷保の原風景保全基金」に約 1 億 300 万円の積立てを行いました。



■基金は小遣い帳のイメージで

基金が増える場合は歳出予算「基金費」の「積立金」に、減る場合は歳入予算「繰入金」の「〇〇基金繰入金」に計上され、それぞれの行為を、「積立て」、「取崩し」と言います。

小遣い帳の記入と同じイメージで考えるとわかりやすいです。小遣い帳はお財布に入っているお金を管理するものなので、お財布から銀行口座に預金する場合は支出に、銀行口座から引き出して、お財布にお金を入れる場合は収入に記入すると思います。自治体会計もそれと同じことです。

歳出の「積立金」が多ければ多いほど貯金が増えることになり、歳入の「繰入金」が多ければ多いほど、貯金が減ることになります。

Ⅵ 市 債

■市債

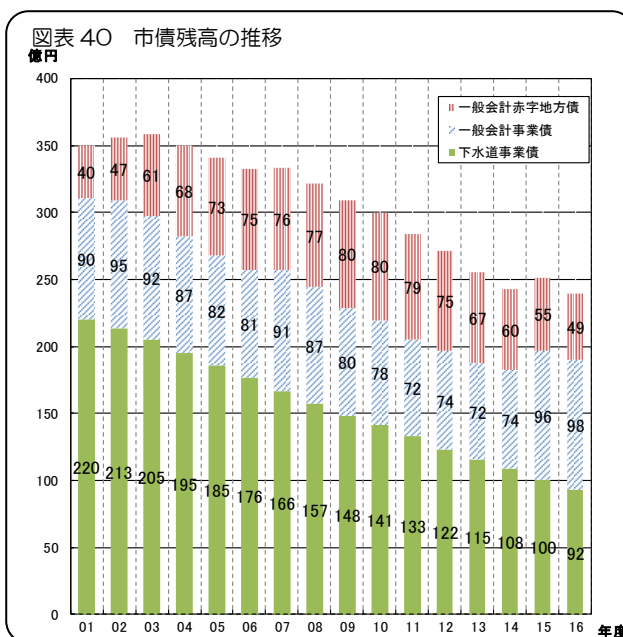
市債は①一般会計事業債、②一般会計赤字地方債、③下水道事業債の3つに分類されます。

平成 28 (2016)年度の①一般会計事業債の借入額は 10 億 2,980 万円 (A) でした。具体的な事業債は、5 ページの市債の項目に記しています。なお、②一般会計赤字地方債である臨時財政対策債の借入は行いませんでした。

また、平成 28 (2016)年度の①②の元金償還額は 14 億 3,267 万円 (B)、利子支払い額は 1 億 2,003 万円です。元金償還額と借入額の差引 4 億 287 万円 (B - A) 残高が減り、残高は平成 28 (2016)年度末の 151 億 798 万円から 147 億 511 万円に減りました。

下水道事業特別会計では、③の借入額が 6 億 7,030 万円 (C)、元金償還額は 14 億 5,679 万円 (D)、利子支払い額は 3 億 1,284 万円でした。元金償還額と借入額の差引で 7 億 8,649 万円 (D - C) 残高が減り、平成 27 (2015)年度末の 100 億 105 万円から 92 億 1,456 万円に減りました。

一般会計 (①②) と下水道事業特別会計 (③) を合わせると、市全体の市債残高は 239 億 1,968 万円で、平成 27 (2015)年度末の 251 億 904 万円に比べ 11 億 8,936 万円減っています。



■市債も小遣い帳のイメージで

市債は、借り入れる場合に歳入「市債」の「〇〇事業債」に、借金を返済する場合に歳出「公債費」の「償還金、利子及び割引料」に計上され、それぞれの行為を、「借入」、「償還」と言います。歳入でいくら借り入れたのか、歳出でいくら元金を償還したのか、双方の差引で、市債 (借金) 残高は増減することになります。

借金を小遣い帳に記入することはあまりないかもしれませんが、市債も基金と同様に小遣い帳と同じイメージで考えるとわかりやすいです。小遣い帳はお財布に入っているお金を管理するものなので、借金をして、お財布にお金を入れる場合は収入に記入し、お財布から借金返済のためにお金を支払う場合は支出に記入すると思います。自治体会計も同様です。

市債は、土地や施設などの資産形成の負担を、世代間で公平に分担するという意味があるため、単純に減らせばよいというものではありません。事業に見合う形で計画的に活用していく必要があります。

VII 財政に関する指標

■経常収支比率

経常収支比率は、地方自治体の財政の弾力性を示す指標として用いられている指標で、経常的な収入に対する経常的な支出に充てた経常的な財源の割合を表しています。経常収支比率が高いほど、本来使い道の限定されない経常的な収入（市税等）の多くを経常的な支出（行政を運営する上で毎年必要になる経費）に使っていることを表し、逆にこの比率が低いほど公共事業や新規事業を実施する財源的な余裕があることを表します。

この値は、現在 2 つの表し方があります。1 つは①赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えた数値、もう 1 つは②赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えない数値です。公式な数値としては、平成 12（2000）年度までは②の数値を、平成 13（2001）年度以降は①の数値を用いています。これは平成 13（2001）年度の普通交付税制度の改正において、国の地方交付税特別会計が国債を発行して地方の財源不足分を補てんする方式から、地方自治体が臨時財政対策債を発行して直接補てんする方式に切り替わったことによるものです。ここでは、数値の継続性を見るために、それぞれの方式での数値を算出しています。

■経常収支比率の算出式

A 経常経費充当一般財源等（経常的な経費に充てた一般財源の額）

B 経常一般財源総額（経常的な歳入で、税など一般財源として整理される額）

① 赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えた数値

⇒ $B = \text{経常一般財源} + (\text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債} (\text{赤字地方債}))$

② 赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えない数値

⇒ $B = \text{経常一般財源}$

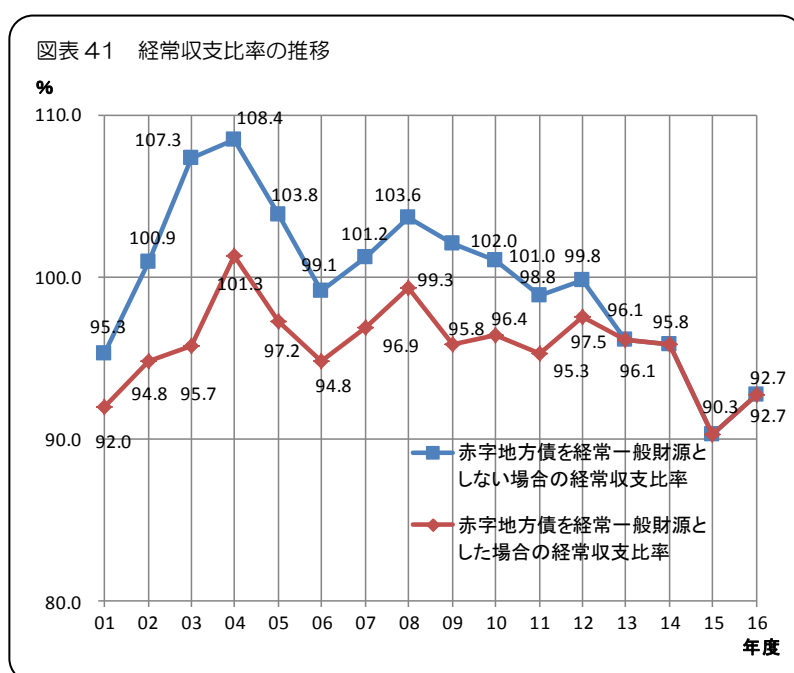
分子（A）は歳出、分母（B）は歳入の項目です。

分子（A）にあたる「経常経費充当一般財源等」とは、支出している額のうち、経常にかかる費用で、市税などの「経常一般財源」で負担するべき額です。例えば、生活保護制度の場合、法律で支給額の 3/4（75%）は国が負担し、残りの 1/4（25%）を市が負担するルールとなっています。仮に支給額が 1 億円だとすると、7,500 万円が国から負担金として市の歳入に入るので、残りの 2,500 万円を市税などの一般財源が負担します。この 2,500 万円が「経常経費充当一般財源等」となります。

平成 28（2016）年度決算の国立市の経常収支比率は、①、②どちらの場合も 92.7%となり、前年度の 90.3%に比べて 2.4 ポイント悪化しています。

なお、平成 25(2013)年度から平成 27 (2015) 年度においては臨時財政対策債の借入れを行わず、また、平成 28 (2016) 年度においては普通交付税不交付となったために臨時財政対策債発行可能額がゼロとなったため、①と②が同じになっています。

悪化した理由ですが、分母（B）である歳入面では、地方税の市民税の増や固定資産税の増はあったもの、税率改定に伴う増の揺り戻しによる地方消費税交付金の減、不交付団体となったことによる普通交付税の減により、全体で△0.4%、6,581 万円の減となりました。分子（A）である歳出面では、削減効果の大きな事業見直し等はなく、前年度の起債額増に伴う公債費の増、扶助費の増等により全体で+3.5%、3 億 2,326 万円の増となりました。結果として分母（B）の微減と分子（A）の増により、比率が悪化しました。



国立市は、市債残高、交付税制度を検討して、臨時財政対策債の借入を抑制してきました。臨時財政対策債は普通交付税を算出する過程で毎年度の発行可能額が決まり、平成 28 (2016) 年度は基準財政収入額が基準財政需要額を上回ったため、発行可能額がゼロになりました。しかし、仮に発行可能であったとしても、その場合は後年度に元利償還金の負担を生じるため、臨時財政対策債に頼る財政運営を行わないことにしています。

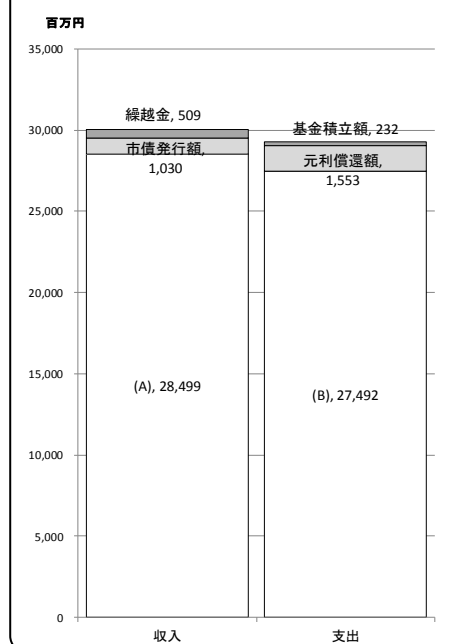
■基礎的財政収支（プライマリーバランス）

基礎的財政収支（プライマリーバランス）は市債発行による収入及び過去に発行した市債の償還や利払いを除いた後の支出のバランスをみるもので、その年の行政経費がその年の税収等でどの程度賄われているかを示します。この数値がプラスの場合は、いわゆる黒字の状態であり、借金に頼らない財政運営ができていと言えます。逆にマイナスの場合は、借金や基金の取崩しに頼っている状況を表しています。黒字が続けば債務残高を減少させるか、基金残高を増加させることができます。そのため、基礎的財政収支の改善が財政健全化の第一歩とされています。

■基礎的財政収支の計算式（総務省改訂モデル）

$$\{ \text{歳入} - (\text{地方債} + \text{繰越金} + \text{基金取崩額}) \} (A) \\ - \{ \text{歳出} - (\text{公債費} + \text{基金積立額}) \} (B)$$

図表 42 基礎的財政収支の計算



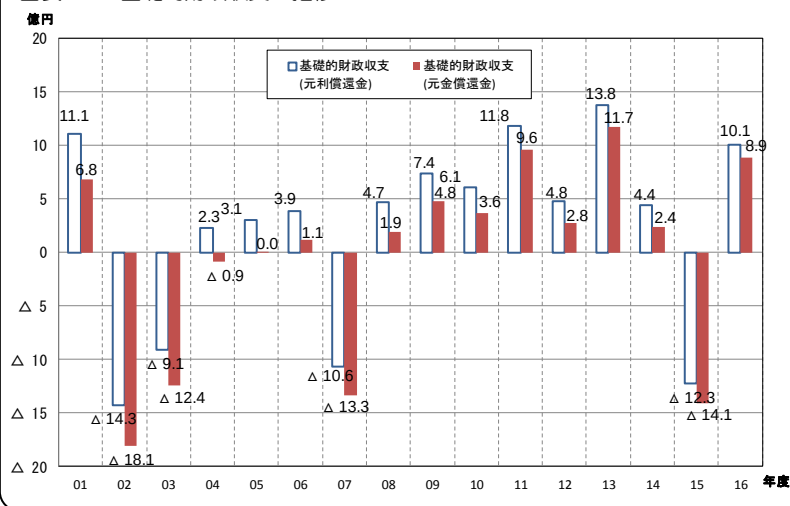
平成 28 (2016) 年度は、歳入、歳出の項目で見てきたように、普通交付税が不交付となり、さらに財政調整基金を取崩しませんでした。加えて、建設事業の減に伴って起債額が大幅に減少したことにより、支出額 (B) よりも収入額 (A) が大きくなり、基礎的財政収支は 1,006,993 千円となり、2年ぶりにプラスとなりました。

景気対策が主要な政策の柱である国の基礎的財政収支では、対 GDP 比が重要な基準となり、財政の中長期的な持続可能性を考える要素となります。金利と成長率が一定である場合、対 GDP 比も一定となるため、金利動向、成長率との見合いの中で国債発行額が決められることになります。

ただし、地方自治体は景気対策を主要な政策とはせず、地方債を発行する要件も国の法律によって厳格に規定されているため、自由に発行額を決められる制度とはなっていません。また市町村レ

ベルの基礎的財政収支は、大きな事業債を起債することにより、簡単にマイナスとなります。地方債を活用して事業を行うことは世代間の負担の公平を図るという点からも必要なことであるため、単年度のマイナスは問題ではありません。適切に事業を管理し、債務残高が増加していかないように、長期的な観点から維持することが重要です。

図表 43 基礎的財政収支の推移



VIII 健全化判断比率等

■地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）とは

□経緯

地方自治体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以降、「財政健全化法」）が平成 21（2009）年 4 月に全面施行されました。

財政健全化法は、地方自治体の財政の健全化に資すること、言い換えると北海道夕張市のような財政破綻を未然に防ぐことを目的としていますと言えます。

夕張市の場合は、ある日突然財政破綻が発覚しました。巨額な負債を返済するために、学校の統廃合や病院の縮小といった行政サービスの整理縮小、その一方で税率の見直しによる市税の増といった住民負担の増が決められました。このような事態を防ぐには何が必要だったのでしょうか。「旧再建制度の課題」に答える形で、財政健全化法の仕組みができあがっています。

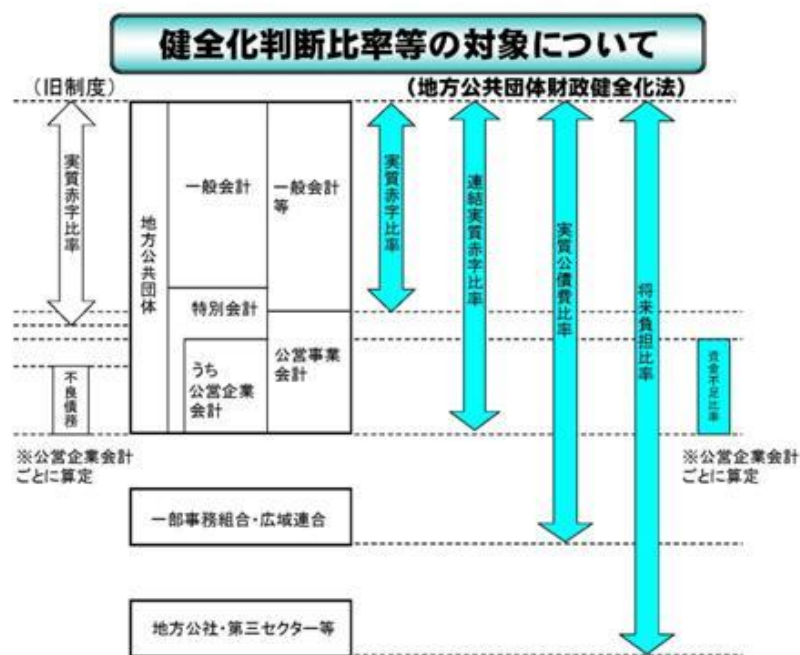
□財政健全化法の概要

財政健全化法ができる前の、地方自治体の再建制度の課題として、分かりやすい財政情報の開示等が不十分であること、再建団体の基準しかなく早期是正機能がないこと、ストック（負債等）の指標がないこと、公営企業にも早期是正機能がないことなどが挙げられていました。

これらの課題を受け、財政健全化法では、健全化判断比率・資金不足比率という指標を用いることとしました。この中にはストックの指標である将来負担比率や公営企業の指標である資金不足比率という新しい指標も含まれています。そして、毎年度これらの指標を監査、議会、都道府県、国へと報告するといった過程で市民に情報を開示する仕組みが作られました。

また、財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設け、自主的な改善努力による財政の早期健全化を促す仕組みが作られました。先ほどの指標がある一定限度を超えると早期健全化団体（イエローカード）となり、自主的な財政再建を行うこととなります。指標がそれより悪化し、ある一定限度を超えると財政再

図表 44 健全化判断比率等の対象について



総務省 HP (<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index2.html>) より

建団体（レッドカード）となり、国等の関与による財政再建が行われるという仕組みになりました。総務省サイト上（<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index1.html>）に詳しい制度が紹介されていますのでご参照ください。

■平成 28（2016）年度健全化判断比率及び資金不足比率

国立市の平成 28（2016）年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりです。国立市はいずれの指標も早期健全化基準・経営健全化基準を下回っています。

○健全化判断比率

（単位：％）	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
国立市の指数	—	—	△2.0	—
早期健全化基準	12.73	17.73	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

○資金不足比率

（単位：％）	資金不足比率
国立市の指数	—
経営健全化基準	20.00
財政再生基準	

※「—（バー）」は、数値がないことを表しています。

■各指標の分析

健全化判断比率・資金不足比率は、財政の健全化を示す指標の一つではありますが、これらが一定の基準を下回っていれば、財政運営に全く問題がないかというと、そういうわけではありません。これらの指標を分析し、将来の財政運営を適切に行っていく必要があります。

下記では、指標ごとに、指標の意味するところ、指標の推移や増減理由、今後の見通しを見ていきたいと思います。

□実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で割って算出します。

○実質赤字比率の推移

（単位：％）	2012 （平成 24）	2013 （平成 25）	2014 （平成 26）	2015 （平成 27）	2016 （平成 28）
実質赤字比率	— （△2.36）	— （△2.63）	— （△1.89）	— （△2.98）	— （△3.62）

国立市の場合、健全化判断比率算定上の一般会計等に該当するのは一般会計だけで、平成 28 (2016)年度は、国立市の一般会計に赤字はなく、実質赤字比率は△3.62 になりました。赤字でない限りは比率がないものとされ、「－（バー）」と表示されます。国立市においては、現在の制度が始まった平成 19 (2007)年度以降ずっと「－」ですが、実際には、財政調整基金（貯金）の取崩しや臨時財政対策債の発行（借金）を行うことにより、一般会計が赤字決算とならないようにしています。逆に言うと、一般会計の決算が赤字になるということは、取崩す貯金がなくなっており、借金もできない状態であると言えます。

平成 24 (2012) 年度まで、国立市は収入不足を臨時財政対策債の発行により補ってきました。つまり、後年度へ負担を先送りしている状態にありました。単年度の赤字を借金や基金取崩し等による補てんが続くと、いずれ実質収支が赤字となってしまいます。

財政健全化への取り組みは、財政が破綻してから行うのでは遅く、常日頃からの弛まぬ努力が不可欠です。実質赤字比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、これからも「－」を維持し続けなければなりません。

□資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道事業などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。実質赤字比率と似た概念の指標です。

○資金不足比率の推移

（単位：％）	2012 （平成 24）	2013 （平成 25）	2014 （平成 26）	2015 （平成 27）	2016 （平成 28）
資金不足比率	－ （△2.2）	－ （△2.9）	－ （△0.9）	－ （△1.5）	－ （△2.7）

国立市の場合、下水道事業特別会計が公営企業に該当しますが、下水道事業特別会計でも資金不足、つまり赤字はなく、比率は△2.7、指数欄は「－」と表示されます。平成 19 (2007)年度以降ずっと「－」です。

資金不足比率だけを見ると、指数上は問題がないように見えますが、課題がないわけではありません。国立市では、本来は下水道使用料で賄わなければならない部分について、一般会計から赤字

■標準財政規模 ： 自治体の規模を測るものさし

健全化判断比率の 4 指標を算出する式の分母に用いられるのが標準財政規模です。地方自治体が標準的な状態で、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、地方税や普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などを合計したものです。

例えば、大都市である横浜市にとっての 1 億円の赤字と、国立市にとっての 1 億円の赤字では重みが違います。標準財政規模は、自治体の規模（身の丈）を表すために考えられたもので、これを用いることにより、規模の違う自治体も同じ指標を使い比較することができます。なお、平成 28 (2016) 年度の国立市の標準財政規模は、15,706,883 千円です。

繰出しを行うことにより補てんし、黒字を保ってきました。独立採算の原則から、税収を主な財源とする一般会計の負担額を減らしていかなくてはなりません、資本費平準化債の活用で、負担は大きく軽減されることになります。

資金不足比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、これからも「－」を維持し続けなければなりません。

□ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計だけでなく、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方自治体全体としての赤字の程度を指標化し、地方自治体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

○ 連結実質赤字比率の推移

(単位：％)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)
連結実質赤字比率	－ (△4.36)	－ (△4.34)	－ (△3.24)	－ (△4.93)	－ (△5.61)

国立市の場合、全ての会計とは、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業特別会計になります。平成 28 (2016) 年度は、全ての会計で黒字となり、連結実質赤字比率は△5.61、指数欄は「－」と表示されます。平成 19 (2007) 年度以降ずっと「－」です。

下水道事業特別会計と同じように、国民健康保険特別会計においても、本来は保険税で賄わなければならない部分について一般会計から赤字繰出しを行うことにより補てんしている状況にあります。自立的な運営の観点からも保険税の適正化を図る等、税収を主な財源とする一般会計の負担額を減らしていかなくてはなりません。

連結実質赤字比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、これからも「－」を維持し続けなければなりません。

□ 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方自治体の借入金の返済額（公債費）及びこれに準じる債務の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。収入のうち、どのくらいを借金返済に充てているかを示すものです。

家計に例えると、住宅ローンや自動車ローンを組んでいる家庭において、「1 年間のローン返済額」を 1 年間の収入で割った割合を示す指標です。住宅ローン等の返済額の割合が大きいと、旅行など、自由に使えるお金が減ってしまいます。

○実質公債費比率の推移

(単位：％)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)
実質公債費比率 (3 ヶ年平均)	3.1	0.7	△0.8	△2.0	△2.0
実質公債費比率 (単年度)	0.95	△1.13	△2.51	△2.44	△1.31

平成 28 (2016) 年度の実質公債費比率 (3 ヶ年平均) は前年度と同じ△2.0 となりました。

平成 27 (2015) 年度に行った用地買収等に伴い発行した市債の償還が開始となったことで、元利償還金が大幅に増加したものの、交付税算定上の地方消費税交付金額の増に伴い標準財政規模が増となったこと等により、単年度の悪化幅は小さくなりました。

実質公債費比率の算定上、普通交付税で措置されるために分母分子から控除される公債費等がありますが、平成 28 (2016) 年度は普通交付税不交付のため、国立市にとっての公債費負担は、実質公債費比率という指標から受ける印象以上の負担感があります。

実質公債費比率は事業の実施に影響を受けます。今後影響を与えうる事業として、公共施設の更新、国立駅周辺まちづくり事業、市が加入している一部事務組合が管理している施設の大規模改修などが挙げられます。これらの事業実施に伴う借入は、後年度の公債費を増加させる要因となります。事業実施年度を調整しながら、実質公債費比率を管理していく必要があります。

□将来負担比率

将来負担比率は、地方自治体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。将来一般会計等が被る負担の推計額が年間収入のどれくらいに当たるのかという比率になります。

家計に例えると、住宅ローンや自動車ローンを組んでいる家庭において、それらの「ローン残高」を 1 年間の収入で割った割合を示す指標です。

○将来負担比率の推移

(単位：％)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)
将来負担比率	8.2	— (△8.0)	— (△8.9)	— (△20.1)	— (△14.1)

平成 28 (2016) 年度の将来負担比率は△14.1、指数欄は「—」になりました。これは、将来負担額より充当可能財源等が多い状態です。これは、一般会計における地方債現在高の減、下水道債の償還が進んだことによる下水道事業特別会計における繰入金見込額の減、激変緩和措置終了や副市長

不在期間による退職手当負担見込額の減などがあった一方で、充当可能財源等として算入できる都市計画税が、充当先の都市計画事業関連市債残高の減に伴い減となったことで、数値としては少し悪化しました。

ストックの指標である将来負担比率、その要素の中でも地方債現在高の増加は、フローの指標である実質公債費比率が後年度上昇する要因となります。世代間の公平性という観点から起債が認められていることを考えると、必ずしも地方債を発行することが悪いということではありません。「国立市健全な財政運営に関する条例」により、地方債残高を適正な水準に管理し、今後必要となる国立駅周辺のまちづくり、公共施設の更新といった事業に対応できるようにしていかななくてはならないと考えています。

IX 財政運営判断指標の推移

■国立市健全な財政運営に関する条例について

□経緯

国立市財政改革審議会から平成 25（2013）年 8 月に提出された最終答申において、「少子高齢化が進む厳しい時代にあっても、地方公共団体が住民福祉の向上をめざし、行政サービスの安定的な供給を行っていくためには、その財政が健全であることが必要であり、行財政の定期的・継続的な見直しを行うためには、岐阜県多治見市の「健全な財政に関する条例」のように、これまでの方策から一歩進んだ仕組みの構築が必要である」との提言があり、これについて検討を進めてきました。

健全財政条例は、多治見市をはじめとしていくつかの先進的な地方自治体が制定しており、国立市としても、健全で規律のある財政運営の確保を図るための一つ的手段として、健全財政条例を制定することが適当であると判断し、平成 28(2016)年 3 月に「国立市健全な財政運営に関する条例」を制定し、同 4 月より施行しました。

□本条例の特徴

平成 28(2016)年 4 月より制定された本条例の特徴として、

- ① 国立市は特別会計への多額の繰出金が財政運営上の課題の一つとなっていることから、「特別会計の自立的な運営」について明記。
- ② 財政改革審議会最終答申に明記されている市財政運営の基本原則を、条例の基本原則として明記。
- ③ 基本原則に沿った財政運営が図られているかどうかを判断できる財政運営判断指標を、①「特定目的基金を含めた実質単年度収支」、②「経常収支比率」、③「義務的経費比率」、④「人口 1 人あたりの基金現在高」、⑤「人口 1 人あたりの地方債現在高」、⑥「債務償還可能年数」の 6 つとして明記。

などが挙げられます。

□特定目的基金を含めた実質単年度収支

特定目的基金を含めた実質単年度収支は市の予算書や決算書などには明確に出てこない財政運営の状況を図るための指標です。市の一般（普通）会計の外には、財政調整基金のほか、国立駅周辺整備基金や職員退職手当基金といった特定の目的を持った基金があります。これら基金から多くの繰入をすることで、決算時に見かけ上指標が良く見えてしまうことがあります。そのため、こういった特定目的基金まで含めて一つの会計とみなして単年度収支を計算することで、市の予算書や決算書などには明確に出てこない財政運営の状況を見ることが出来ます（通常の実質単年度収支は、単年度収支に財政調整基金への積立額と地方債繰上償還額を加え、財政調整基金からの取崩額を差し引いた額）。

特定目的基金を含めた実質単年度収支の算出式

$$(\text{普通会計の単年度収支}) + (\text{基金積立額}) + (\text{繰上償還額}) - (\text{基金取崩額}) (\text{千円})$$

この指標が中長期的にマイナスとなっていると、健全な財政運営が行われていない状態となります。国立市の平成 28 (2016) 年決算では、本指標は 5,358 万円でした。旧国立駅舎再築用地買収事業のために、国立駅周辺整備基金を取崩したことなどが影響し数値としては減少しましたが、プラスを維持しています。

○特定目的基金を含めた実質単年度収支の推移

(単位：千円)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)
特定目的基金を含めた 実質単年度収支	513,617	724,729	△290,379	867,781	53,580

□経常収支比率

経常収支比率は、21 ページにある計算式にて算出され、地方自治体の財政の弾力性を示し、経常的な支出を経常的な収入でどれだけ賄えているかを測る指標です。この指標が 100%を超えると、経常的な支出を経常的な収入が賄えていない状態となり、さらに中長期的に 100%を超えていると、臨時需要に対する財政的余裕がなくなっている状態となります。国立市の平成 28 (2016) 年度決算では、本指標は 92.7%でした。

○経常収支比率の推移

(単位：%)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)
経常収支比率	99.8	96.1	95.8	90.3	92.7

□ 義務的経費比率

義務的経費比率は市の標準的な収入規模に対する、義務的経費である人件費、公債費及び扶助費の割合で、財政構造の硬直性を測る指標です。

義務的経費比率の算出式

$$\frac{\text{普通会計の義務的経費充当一般財源等} + \text{義務的経費充当市町村総合交付金}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

この比率が年々高まっている場合は、義務的経費が増大傾向にあり、市の裁量で柔軟な行政運営を行うことが難しい状態となります。国立市の平成 28 (2016) 年度決算では、本指標は 53.2% でした。分子の義務的経費充当財源額は増となったものの、分母の標準財政規模も増となったため、数値としてはほぼ横ばいとなりました。

○ 義務的経費比率の推移

(単位: %)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)
義務的経費比率	54.8	54.9	55.1	53.5	53.2

□ 人口 1 人あたりの基金現在高

人口 1 人あたりの基金現在高は基金現在高の大きさを測る指標です。この額が低くなるほど、基金の目的に沿った事業展開ができなくなる可能性があります。国立市の平成 28 (2016) 年度決算では、本指標は 7.1 万円でした。

人口 1 人あたりの基金現在高の算出式

$$\frac{\text{普通会計の当該年度末基金現在高 (万円)}}{\text{当該年度 1 月 1 日の国立市の人口 (人)}}$$

○ 人口 1 人あたりの基金現在高の推移

(単位: 万円)	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)
人口 1 人あたりの 基金現在高	5.7	6.6	6.4	7.3	7.1

□人口1人あたりの地方債現在高

人口1人あたりの地方債現在高は地方債現在高の大きさを測る指標です。この額が高くなるほど、後年度において元利償還金が市財政を圧迫する可能性があります。国立市の平成28(2016)年度決算では、本指標は19.5万円でした。

人口1人あたりの地方債現在高の算出式

$$\frac{\text{普通会計の当該年度末地方債現在高(万円)}}{\text{当該年度1月1日の国立市の人口(人)}}$$

○人口1人あたりの地方債現在高の推移

(単位:万円)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
人口1人あたりの 地方債現在高	20.0	18.8	18.0	20.2	19.5

□債務償還可能年数

債務償還可能年数は市が毎年度の収入から定例的に支出する額(元利償還金を除く)を除いた額に対する、市の地方債現在高の割合で、経常経費を除く収入を全額債務の返済に充てた場合に必要となる返済年数を表しており、債務が返済可能な規模となっているかどうかを判断するための指標です。

債務償還可能年数の算出式

$$\frac{\text{普通会計の当該年度末地方債現在高}}{(\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債借入額}) - (\text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費元利償還分})}$$

この年数が増えるほど、地方債の発行が多く、身の丈に合った財政運営ができていない可能性があります。国立市の平成28(2016)年度決算では、本指標は5.4年でした。

○債務償還可能年数の推移

(単位:年)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
債務償還可能年数	8.2	7.1	6.6	5.4	5.4

資料編

平成 2 8 年 度 決 算 状 況				団 体 コ ー ド		132152		市 町 村 類 型		Ⅱ－1	
				団 体 名		国立市		2 8 年度交付税種地区分		Ⅱ－9	
人 口				指定団体等の状況		事務の共同処理の状況		指 数 等			
国調	2 7 年 73,655 人			過疎山村離島 首都 近郊整備 不交付 既成市街地 広域行政圏		＜ごみ・し尿処理＞ 東京たま広域資源循環組合 多摩川衛生組合 ＜収益事業＞ 					

※（）書きは、早期健全化基準である。

歳入					性質別歳出							
区分		決算額 千円	構成比 %	経常一般財源等 千円	構成比 %	区分		決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	経常経費 充当一財等 千円	経常収支 比率 %
地方税		14,955,515	49.8	13,709,977	86.1	人件費		4,899,876	16.7	4,310,513	4,202,081	26.4
地方譲与税		114,738	0.4	114,738	0.7	うち職員給		2,768,191	9.5	2,308,591	2,303,417	14.5
利子割交付金		28,126	0.1	28,126	0.2	扶助費		8,537,725	29.2	2,413,454	2,402,740	15.1
配当割交付金		91,667	0.3	91,667	0.6	公債費		1,552,965	5.3	1,552,965	1,552,965	9.8
株式等譲渡所得割交付金		53,071	0.2	53,071	0.3	元利償還金		1,552,701	5.3	1,552,701	1,552,701	9.8
地方消費税交付金		1,531,057	5.1	1,531,057	9.6	一時借入金利子		264	0.0	264	264	0.0
ゴルフ場利用税交付金		0	0.0	0	0.0	小計		14,990,566	51.2	8,276,932	8,157,786	51.2
特別地方消費税交付金		0	0.0	0	0.0							
軽油引取税・自動車取得税交付金		52,233	0.2	52,233	0.3	物件費		3,807,248	13.0	3,122,596	2,708,904	17.0
地方特例交付金		40,222	0.1	40,222	0.3	維持補修費		133,589	0.5	132,109	132,109	0.8
地方交付税		78,508	0.3	0	0.0	補助費等		2,648,929	9.0	1,662,377	1,306,040	8.2
普通		0	0.0	0	0.0	積立金		645,106	2.2	448,629		
特別		78,508	0.3			投資及び出資金・貸付金		25,000	0.1	0	0	0.0
震災復興特別		0	0.0			繰出金		3,630,325	12.4	3,289,695	2,456,332	15.4
交通安全対策特別交付金		9,279	0.0	9,279	0.1	前年度繰上充用金		0	0.0	0	歳入一般財源等 18,167,509 千円 経常経費充当一般財源等 14,761,171 千円 減収補填債特例分及び 臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えない場合 の経常収支比率 92.7 %	
国有提供施設等所在市町村助成交付金		0	0.0	0	0.0	投資的経費		3,396,040	11.6	473,608		
小計		16,954,416	56.5	15,630,370	98.2	うち人件費		102,808	0.4	0		
分担金・負担金		225,868	0.8	0	0.0	普通建設事業費		3,396,040	11.6	473,608		
使用料		446,974	1.5	179,248	1.1	補助		1,058,873	3.6	64,573		
手数料		179,540	0.6	0	0.0	単独		2,337,167	8.0	409,035		
国庫支出金		4,909,475	16.3			その他		0	0.0	0		
都支出金		4,366,054	14.5			災害復旧事業費		0	0.0	0		
財産収入		146,684	0.5	108,847	0.7	失業対策事業費		0	0.0	0		
寄附金		118,535	0.4			合計		29,276,803	100.0	17,405,946		
繰入金		780,063	2.6									
繰越金		509,358	1.7									
諸収入		371,599	1.2	1,128	0.0							
地方債		1,029,800	3.4									
うち減収補填債特例分		(0)	(0.0)									
うち臨時財政対策債		(0)	(0.0)									
合計		30,038,366	100.0	15,919,593	100.0							
市町村村税							目的別歳出					
区分		決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準 税額 × $\frac{100}{75}$ 千円	超過課税分 収入済額 千円	区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円		
市町村民税	個人分	6,902,155	46.2	2.5	6,798,823	0	議会費	312,522	1.1	312,473		
	法人分	668,180	4.5	8.8	536,620	63,928	総務費	2,663,360	9.1	2,256,263		
固定資産税		5,677,371	38.0	2.5	5,464,291	0	民生費	13,990,848	47.8	6,530,196		
軽自動車税		42,978	0.3	26.3	44,823	0	衛生費	1,778,260	6.1	1,395,227		
市町村たばこ税		419,293	2.8	△ 3.2	427,381		労働費	158,886	0.5	94,164		
鉦産税		0	0.0	0.0		0	農林水産業費	44,799	0.2	42,877		
特別土地保有税		0	0.0	0.0			商工費	384,792	1.3	208,246		
法定外普通税		0	0.0	0.0			土木費	4,474,507	15.3	2,120,247		
目的税		1,245,538	8.3	1.8		0	消防費	1,197,006	4.1	626,443		
入湯税		0	0.0	0.0		0	教育費	2,718,858	9.3	2,266,845		
事業所税		0	0.0	0.0			災害復旧費	0	0.0	0		
都市計画税		1,245,538	8.3	1.8			公債費	1,552,965	5.3	1,552,965		
法定外目的税		0	0.0	0.0			諸支出金	0	0.0	0		
旧法による税		0	0.0	0.0		0	前年度繰上充用金	0	0.0	0		
合計		14,955,515	100.0	2.6	13,271,938	63,928	合計	29,276,803	100.0	17,405,946		
納税義務者数		平成28年度大規模事業（単位：百万円）					徴収率	区分	現年課税分	滞繰越分	合計	
		旧国立駅舎用地買収事業							%	%	%	
		国立駅周辺道路用地買収事業										
		国立駅南第1自転車駐車場整備事業										
		谷保駅バリアフリー化事業工事負担金										
個人均等割		LED街路灯整備事業						市町村税合計	99.7	63.6	99.4	
		さくら通り改修事業							(99.7)	(63.6)	(99.4)	
		防災行政無線取替事業										
		自転車駐車場用地買収事業										
38,060 人							市町村民税	99.5	62.6	99.2		
法人税割								純固定資産税	99.8	66.6	99.6	
								国民健康保険税（料）	96.5	51.8	93.6	
2,436 人												

地方財政用語集（対義語：⇔ 参考：⇒）

用語		説明
あ行	依存財源	地方公共団体の財源のうち、国や都に依存して調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債など。⇔自主財源
	一般会計	地方公共団体において、基本的な行政運営にかかる経費を経理するために置く会計。⇔特別会計
	一般財源	使途が特定の目的に限定されず、どのような経費にも充当することができる財源。具体的には、市税、税連動交付金、地方交付税などが該当する。⇔特定財源
か行	基金	一般会計や特別会計とは別に、資金を運用するために設置する財産。⇒財政調整基金、特定目的基金、定額運用基金
	起債	地方債を発行して現金を借入れること。
	基準財政収入額	普通交付税算定上の指標で、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の75%と地方譲与税等の収入見込額の100%の合計額を指し、交付税算定上の標準的な収入額を表している。この額が基準財政需要額を下回ると、普通交付税が交付されることになる。⇒留保財源
	基準財政需要額	普通交付税算定上の指標で、標準的な行政サービス提供にかかる経費の合計額を指し、各費目の経費は「単位費用×測定単位×補正係数」といった算式で算定されている。
	義務的経費	人件費、扶助費、公債費の合計額を指す。法令や契約等に基づいて毎年度義務的に支出しなければならない経費であり、任意に削減できない極めて硬直性の強い経費。この額が大きくなると、裁量性のある事業に投入できる財源が少なくなり、行政運営上支障となる可能性がある。
	形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額。
	経常財源	毎年収入されることが見込まれる財源のこと。⇔臨時財源
	決算カード	決算統計や各種統計の数値を表にまとめたもの。⇒決算統計
	決算統計	総務省が毎年実施している地方財政状況調査の通称。全国の地方公共団体の普通会計を対象とした決算に関する調査で、この結果をもとに翌年度の地方財政計画を策定する。⇒普通会計
	公債費負担比率	一般財源総額に対する公債費充当一般財源の比率。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。
さ行	財政健全化法	正式には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」とい

		う法律で、地方公共団体における財政破たんを未然に防ぐために各種指標を用いて毎年の財政状況を確認することが義務付けられている。
	財政調整基金	年度間の財源を調整し、安定的な財政運営を図ることを目的とする基金。剰余金を積立て、財源が不足する場合に取崩しを行うことで調整を図る。⇔特定目的基金
	財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値で、通常は直近３ヵ年の平均を用いる。この指数が１を超える場合に、普通交付税が不交付となる。
	市債（地方債）	特定の事業（おもに建設事業）の実施のために証券または証券を発行して借入れる資金のこと。
	自主財源	地方公共団体の財源のうち、自力で調達できる財源。市税、手数料、使用料、寄附金など。⇔依存財源
	市町村総合交付金	多摩地域及び島しょ地域の振興に資するため、それぞれの市町村が実施する事業の財源補完的に交付される、都からの補助金。
	実質収支	形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額。一般的に地方公共団体の黒字・赤字とは実質収支が黒字・赤字のことをいう。
	実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支の比率。３～５％が望ましいとされている。
	実質単年度収支	単年度収支に財政調整基金積立金と繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を控除した額。
	償還	おもに地方債の返済を指す言葉。
	税連動交付金	法令の規定に基づいて国税や都道府県税の収入額に応じて交付される交付金の総称。利子割交付金や配当割交付金等。
た行	単年度収支	当該年度による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。
	地方財政計画	内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方公共団体の行政需要のために、国税の一定割合を財源として交付される税のこと。普通交付税と特別交付税がある。
	特定財源	あらかじめ用途の決まった財源。具体的には、国庫支出金、都支出金、地方債などが該当する。⇔一般財源
	特定目的基金	公共施設整備や青少年教育など、使い道となる目的を定めて積立て、運用する基金。⇔財政調整基金

	特別会計	地方公共団体において、特定の事業にかかる経費を経理するために、法令又は条例の規定に基づいて設置する会計。国立市においては国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の4つがある。 ⇔一般会計
	特別交付税	特別な行財政需要に応じて交付される地方交付税。
は行	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
	普通会計	地方公共団体の会計は、団体により様々でありそのままでは比較が困難なため、団体間において財政状況の比較を行うために対象とする経費を揃えた統計上の会計。
	普通交付税	全国どの地方自治体においても最低限の行政サービスを提供するため、所得税等の国税を原資として基準財政需要額に対して基準財政収入額が不足する場合に交付される地方交付税。
	普通税	用途を定めずに徴収する税。市民税や固定資産税など。⇔目的税
ま行	目的税	特定の行政目的のために使うことを定めて徴収する税。都市計画税や入湯税など。⇔普通税
ら行	留保財源	基準財政収入額の算定において、算入されなかった率分（25％）の税収等。留保財源を控除した上で、不足額が普通交付税で措置されるため、制度上は、地方公共団体において普通交付税制度が対象としていない、その団体独自の行政経費に留保財源を充てることができることとされている。
	臨時財源	一時的または毎年収入されるとは限らない収入のこと。⇔經常財源
	臨時財政対策債	基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方自治体において発行が許可される、地方債の種類の一つ。国の交付税特別会計において財源が不足した場合、かつては国債を発行して穴埋めを行っていたが、財源不足団体自らが起債することによってその財源補てんとする代わりに、その償還経費は後年度において全額が基準財政需要額に算入されることとなっている。

決算概況平成 28 (2016)年度決算

平成 29 (2017)年 9 月

国立市政策経営部政策経営課

〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1

電話:042-576-2111(代表) / FAX:042-576-0264

e-mail:sec_zaisei@city.kunitachi.lg.jp